平成３０年第４回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第１日目）

平成３０年１２月１１日（火曜日）　　午前９時３０分開会

第１　会議録署名議員の指名（４名）
第２　会期の決定
第３　議案第５１号　平成３０年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）について
第４　議案第５２号　訓子府町スポーツセンター設置条例の全部を改正する条例の制定について
第５　議案第５３号　訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について
第６　議案第５４号　財産の取得について
第７　議案第５５号　町道路線の廃止について
第８　議案第５６号　町道路線の認定について
第１０　認定第　１号　平成２９年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
第１１　認定第　２号　平成２９年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第１２　認定第　３号　平成２９年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第１３　認定第　４号　平成２９年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第１４　認定第　５号　平成２９年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１５　認定第　６号　平成２９年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
第１６　報告第１３号　出納検査結果報告について
第９　一般質問

○出席議員（１０名）

１番　余　湖　龍　三　君	２番　川　村　　進　君
３番　西　森　信　夫　君	４番　堤　　三樹磨　君
５番　西　山　由美子　君	６番　上　原　豊　茂　君
７番　工　藤　弘　喜　君	８番　須　河　　徹　君
９番　河　端　芳　惠　君	１０番　山　田　日出夫　君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	元谷隆人君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	渡辺克人君
上下水道課長	原口周司君
会計管理者	山内啓伸君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員会委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八鍬光邦君
議会事務局係長	中村隆広君

開会　午前　９時３０分

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君）　皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成３０年第４回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、山田代表監査委員から本日午前中欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

○副議長（上原豊茂君）　直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君）　日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君）　それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されています議件につきましては、議案が６件であります。その他、委員会報告として、認定が６件、議長からの報告が１件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君）　以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において、３番、西森信夫君、４番、堤三樹磨君、５番、西山由美子君、７番、工藤弘喜君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月１３日までの３日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君）　異議なしと認めます。

よって、会期は３日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君）　ここで本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第４回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の予算補正でございます。

歳出予算の主なものとしましては、総務費では、高齢者ハイヤー利用サービス利用の増に伴う委託料の追加を。

民生費では、国民年金システム改修業務などの追加。

衛生費では、葬斎場における火葬件数が多く推移しているため、業務委託料の追加を。

農業費では、新規就農者等支援助成金の追加、共同利用機械としてポテトプランターを導入する営農集団に対し交付される畑作構造転換事業補助金、９月５日に本道を通過した台風２１号により被害を受けた農機具格納庫および畜舎の復旧に対する経営体育成支援事業補助金、特別栽培や有機農業に取り組む農業者に対する環境保全型農業直接支払交付金をそれぞれ計上しております。

教育費では、訓子府小学校スクールバンドの全道リコーダーコンテスト派遣関連経費の計上。

また、スポーツセンター落成に伴う記念事業関連経費と火災保険料の計上。

以上、一般会計総額で１，４４７万８千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例改正でございます。

１件目は、スポーツセンター建て替えに伴い、訓子府町スポーツセンター設置条例の全部を改正する条例の制定を。

２件目は、未婚のひとり親を寡婦等とみなすなど、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定を。

以上２件の条例改正案を提案させていただいております。

次に、財産の取得についてでございます。

現在建設中のスポーツセンターのスポーツ器具等の取得にあたり、予定価格が７００万円以上となりますので、議会の議決に付すものでございます。

次に、町道路線の廃止と認定についてでございます。

末広団地南３条線道路整備に伴い、起終点が変更となることから廃止し、また新たに認定しようとするものであります。

以上、議案６件の提案をさせていただいておりますけれども、詳細につきましては、副町長、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたしまして、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第５１号、議案第５２号、議案第５３号、議案第５４号

○議長（上原豊茂君）　次に、日程第３、議案第５１号、日程第４、議案第５２号、日程第５、議案第５３号、日程第６、議案第５４号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第５１号　平成３０年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）についての提案理由の説明を求めます。議案書１ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君）　議案書の１ページになります。

議案第５１号　平成３０年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）の説明を申し上げます。

平成３０年度訓子府町一般会計補正予算につきましては、次に定めるものとしまして、第１条では、歳入歳出それぞれ１，４４７万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５８億３，１１９万５千円とするものでございます。

第２項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第１表のとおりでございますけれども、これについてはご覧をいただくこととしまして、内容については、３ページ以降の事項別明細の中で説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは早速、事項別明細の説明をさせていただきますけど、まず４ページ、４ページの上の表になります。

２款、総務費、１項、８目、企画費の事業区分で申しますと、地方交通対策事業の委託料、高齢者ハイヤー利用サービス業務では、昨年の１２月頃より利用状況が大幅に伸び始めまして、９月までの上半期で前年対比、約２．８倍の伸びとなっていることもございまして、１０月以降の下半期で２．３倍程度を見込んで、総額６２５万７千円とするもので、当初２７０万４千円でございましたので、その差額の分、３５５万３千円を追加するというものでございます。

次に、下の表の３款、民生費、１項、４目、国民年金事業費の事業区分、国民年金事務事業の委託料、国民年金システム改修業務では、保険料免除に関する様式等の見直しございましたので、これに係るシステム改修費として７２万５千円を追加するものでございます。

そして、その下の償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金では、昨年度交付された年金生活者支援給付金支給準備事業のシステム改修費が、交付額を下回ったということから、決算額が交付額を下回ったということから、超過交付分を返還するものとしまして５千円を計上しているものでございます。

次に、５ページになります。５ページの上の表、４款、衛生費、１項、３目の環境衛生費の事業区分、葬斎場維持管理事業の委託料、維持管理業務では、火葬の予定件数が例年になく多く推移したということもございまして、１０月までの実績４９件に今後の見込みを過去に一番多かった時の件数４１件を想定しまして、年間で申しますと、約９０件を見込むものとしまして、当初７２件でしたから、その差額１８件分、１件当たりの委託料、１万５千円で２７万円を追加するというものでございます。

次に、下の表の６款、１項、３目の農業振興費、事業区分、農業後継者育成事業の負担金、補助及び交付金の新規就農者等支援助成金では、農家後継者に交付する訓子府町新規就農等支援条例、これに基づく農業従事者となっておりますので、概ね１年を経過した時点で交付するもので、本年は６件、１人当たり２０万円、１２０万円の追加というもので

ございます。

その下の事業区分で、畑作構造転換事業の負担金、補助及び交付金の畑作構造転換事業補助金、これでは、馬鈴しょやてん菜等の省力化推進のための共同利用機械を導入する営農集団に交付するものでございまして、１集団が追加で割り当てされたと、追加割り当てされたということから、ポテトプランター、種まき１台、事業費でいきますと３９５万３千円、これの２分の１以内ということで１８３万円の追加というものでございます。

その下の事業区分、経営体育成支援事業の負担金、補助及び交付金の経営体育成支援事業補助金、これは台風２１号によります農機具格納庫および畜舎の破損に伴う復旧に対する補助でございまして、これ対象者１件でございます。事業費が３４９万７千円、これも２分の１以内ということで１６１万８千円を計上しているものでございます。

その下の事業区分、環境保全型農業直接支払交付金事業の、これも負担金、補助及び交付金、環境保全型農業直接支払交付金では、特別栽培や有機農業に取り組む農業者に対する交付金で、本年度は１６名、取り組みの面積は、特別栽培では玉ネギが７．１７ｈａ、有機栽培の玉ネギと馬鈴しょで１９．２６ｈａ、合計しますと２６．４３ｈａで反当８千円の単価で２１１万５千円を計上しております。

次に、６ページ、の６ページの上の表の１０款、教育費、２項、２目の教育振興費の事業区分、教育振興事業の負担金、補助及び交付金、特別活動派遣費補助では、訓小のスクールバンドが１月１２日に札幌市で開催される第３３回全道リコーダーコンテストに参加する引率の教員３名の派遣費分として７万５千円を計上しております。３名分です。

その下の１０款、５項、１目の社会教育総務費の事業区分、これも青少年教育推進事業の負担金、補助及び交付金、大会派遣費では、これは今ご説明しました訓小のリコーダーコンテストの参加の子どもの分、児童２２名の派遣費で２４万７千円の計上でございます。２２名です。

次に、７ページの、次のページの１０款、６項、２目、体育施設費の事業区分、スポーツセンター維持管理事業では、スポーツセンター落成に伴う記念事業を先の全員協議会でも説明させていただいたところでございますけども、式典に合わせてバレーボールのＶリーグ招致とボルダリングの模範登攀（とうはん）を行うもので、それらに伴う経費として、報償費では、Ｖリーグの交流試合審判謝礼として２万円、ボルダリングの模範登攀謝礼で２万円の合計４万円を追加しております。需用費では、消耗品では、主なものとしまして来場記念のシューズ袋１千枚を作ろうとしております。これが６１万５千円、１千枚分です。Ｖリーグ公認ボール５個、それと飲料水およびチームへの特産品で１３万３千円、印刷製本費では、ポスター１００枚、広報等への折り込み用チラシ２種類、考えておりますけども、それで各４，２５０枚で１０万４千円、食糧費では、デモンストレーションや試合、バレー教室などで昼をまたぐことになりますので、その昼食代として９万５千円、それとその下の役務費の手数料では、前段のチラシの新聞の折り込みの手数料として４千円、保険料では、これ自治協会の建物共済保険料として建物の引き渡しから毎年の保険期間であります６月２０日、中途半端ですけど、６月２０日までの分として建物で５万１千円、備品で２千円で合計５万７千円を計上しております。続いて、委託料では、これはオープニング事業として式典に合わせて日本バレーボールリーグ機構の北海道内のＶ２リーグとＶ３リーグのチームを招致して交流試合およびバレー教室を開催するというもので１７７万円、それと

式典における司会業の会社に司会を委託するということで２万５千円、合わせて１７９万５千円を追加しているものでございます。

次に、３ページの方に戻っていただいて、３ページです。歳入になります。

一番上の表の１２款、使用料及び手数料の１項、３目、衛生使用料の葬斎場使用料では、歳出のところでも説明しましたように使用件数が当初７２件から９０件に増える見込みで２５万円を追加しているものでございます。

２段目の表の１３款、国庫支出金の３項、２目、民生費委託金の国民年金事務費委託金では、システム改修に係る全額補助になりますので、これは全額７２万５千円を計上しております。

３段目の表の１４款、道支出金２項、４目の農林水産業費補助金の環境保全型農業直接支払交付金では、これは農業者組織に対する補助でございまして取り組み面積、先ほど言いました２６．４３ｈａ、反当８千円、これは国が２分の１、道が４分の１ですから１５８万５千円の計上というふうになります。

その下の経営体育成支援事業補助金では、これは被災農業者の災害復旧費の２分の１ということですんで、それ以内で１６１万８千円、これ歳出と同額を計上しております。

その下の畑作構造転換事業補助金では、これは共同機械の導入分ということで、これも２分の１以内の補助金で１８３万円で、これも歳出と同額の金額を計上しているというものでございます。

一番下の表の１８款、繰越金、１項、１目の繰越金の前年度繰越金では、これは今回の補正の財源調整とするもので８４７万円を追加というものでございます。

以上、平成３０年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）の内容について、説明させていただきましたけども、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君）　次に、議案第５２号　訓子府町スポーツセンター設置条例の全部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書８ページです。

社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　議案書８ページをご覧ください。

議案第５２号　訓子府町スポーツセンター設置条例の全部を改正する条例の制定について。

訓子府町スポーツセンター設置条例（昭和５３年条例第１４号）の全部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正は、下の説明にもありますように、スポーツセンターの建て替えに伴い所要の改正をしようとするものであります。

スポーツセンターの使用について基本的には従来から変わることはございませんが、部屋の名称や使用料の改正をはじめ、字句の修正や条の入れ替えなど条例全体に及ぶことから全部改正としたものであります。

記以下について、別紙に改正案が載っておりますので、議案書９ページをご覧ください。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第１条は、設置及び目的として、スポーツを振興し、町民の心身の健全な発達を図るた

め、スポーツセンターを設置すると規定しております。
第２条は、名称及び位置ですが、現行と変更なく名称は、訓子府町スポーツセンター、位置は、訓子府町東町４００番地と規定しております。
第３条では、スポーツセンターは教育委員会が管理することを規定しております。
第４条では、スポーツセンターに館長及び職員を置くことができることを規定しております。
第５条では、運営審議会について規定しており、組織及び運営に関し必要な事項を規則に委任しております。
第６条では、使用の許可及び変更について規定しております。
第７条では、使用料について規定しております。使用料の設定にあたりましては、町の使用料算定基準に基づき設定させていただいております。
議案書１１ページをお開きください。中段にあります別表「訓子府町スポーツセンター使用料」をご覧ください。
まず、占用使用の欄ですが、団体などが占用使用した場合の料金であります。
新しいスポーツセンターでは部屋の名称が変更しており、各部屋の日中と夜間の料金は表のとおりですが、概ね現行の料金と同程度となっております。
個人使用の欄ですが、１回当たり使用料は現行と同額の１００円です。新たに町内在住者や在勤者に限って、体力の向上や健康の維持増進のために継続的に使用いただくことを目的として、３か月で３，０００円の定期券を設定いたしました。
備考では、暖房料の加算、目的外使用、営利目的等についての使用料の考え方を規定しており、これらについては現行の条例と同様となっております。
議案書９ページにお戻りください。
下から３行目の第８条では、使用料の還付を、次に１０ページをご覧いただいて、第９条では使用許可の取消等を規定しております。
第１０条の、目的外使用等の禁止については、許可を受けた目的以外の使用や、使用の権利の譲渡、転貸の禁止について新たに規定したものであります。
第１１条の、特別設備等の制限については、スポーツセンターにおいて、舞台などの特別な設備を設置する場合、教育委員会の許可を受けなければならないことを新たに規定したものであります。
第１２条では、原状回復義務について規定。
第１３条では、損害賠償義務を規定。
第１４条では、過料について規定しております。
議案書１１ページをご覧いただき、第１５条では、免責について新たに規定し、第１６条ではこの条例の施行に必要な事項は教育委員会が定める委任条項を規定しております。
最後に、附則にありますように、この条例は平成３１年４月１日から施行するものであります。
以上、議案第５２号　訓子府町スポーツセンター設置条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（上原豊茂君）　次に、議案第５３号　訓子府町認定こども園条例等の一部を改正

する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書１３ページです。

子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君）　それでは、議案書の１３ページをお開き願います。

議案第５３号　訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町認定こども園条例（平成２８年条例第９号）及び訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成２８年条例第１１号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

なお、この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例とは、子ども・子育て支援法により、利用者負担額（保育料）は、政令で定める額を限度といたしまして、市町村が定めることとなっております。自治体内におきまして、同一料金とするもので、民間事業者が町内に認定こども園や幼稚園・保育所などを設置する際の利用者負担額を定める条例となります。

今回の改正の要旨につきましては、このページの一番下の説明欄にありますように、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例および都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例等を適用させるために、訓子府町認定こども園条例及び訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

記以降につきましては、別紙としておりますが、１４ページをご覧いただきたいと思います。

第１条には、訓子府町認定こども園条例の別表第１の備考第２項と別表第２の備考第２項を改正するものでございます。

第２条は、訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の別表第１の備考第２項を改正するものでございます。

次の１６ページ以降には、新旧対照表を載せておりますが、これは後ほどご覧いただくことといたしまして、内容については、１８ページの概要でご説明させていただきます。

１８ページをお開きください。

今回の改正は、保育料を定めた別表の備考欄の一部を改正するものでありまして、本町の場合、この別表は１１階層に区分されております。第一階層は生活保護世帯の区分、第２階層は非課税世帯及び均等割りのみの世帯の区分、第３階層以上は所得割課税額により区分されるものとなっております。

今回の改正の概要といたしまして、まず一つ目といたしまして、第２階層の非課税世帯の定義の改正となりますが、これは、子ども・子育て支援法施行令、以下、説明では政令といいます。第４条第２項第７号の改正によりまして、非課税世帯の定義に、未婚のひとり親を寡婦等とみなした場合に市町村民税が非課税となる者を含める改正となります。

二つ目といたしまして、同じく第２階層の均等割のみ世帯の定義の改正となりますが、これは、政令第４条第１項第４号の改正によりまして、均等割のみ世帯の定義に、同じく未婚のひとり親を寡婦等とみなした場合に市町村民税均等割のみ課税となる者を含める改正となります。

三つ目といたしまして、第３階層以上における所得割課税額の算定時に適用しない項目を政令に委任するもので、委任する内容につきましては、この概要表の右側になりますけども「改正規定の主な内容」に記載のとおり、地方税法の寄附金控除や住宅借入金等特別控除など、保育料算定時に支障となる、税額から控除される項目を適用しないこととするものでございます。

四つ目といたしまして、第３階層以上が対象となります、都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例等の適用となりますが、これは、子ども・子育て支援法施行規則第２２条の２の改正によりまして、政令第４条第１項第２号及び第２項第２号に規定する市町村民税所得割合算額、これの算定方法について、都道府県から指定都市への税源移譲により、指定都市に住所を有する者については、平成３０年度から市民税の税率が６％から８％に変更になったことにより、この指定都市からの転入者など、保育料算定に支障となることから、該当者の税率を従前どおり６％の税率で算出する特例、これと未婚のひとり親を寡婦等とみなして算定する特例を規定するものでございます。

次に、１４ページに戻っていただきます。

附則であります。第１項では、施行期日の定めとなりますが、この条例は、公布の日から施行し、平成３０年９月１日から適用するものでございます。

第２項と第３項は、経過措置の定めとなります。第２項では、第１条の規定による改正後の訓子府町認定こども園条例の規定は、平成３０年９月以降の月分の保育料について適用し、同年８月以前の月分の保育料につきましては、なお従前の例によることとし、第３項といたしまして、第２条の規定による改正後の訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の規定は、平成３０年９月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年８月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君）　次に、議案第５４号　財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書１９ページです。

社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　議案書１９ページをご覧ください。

議案第５４号　財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第３１号）第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。

下の説明にもありますように、スポーツセンター建設に伴い、スポーツ器具等の取得について議会の同意を求めるものであります。

記といたしまして、事業名は、スポーツ器具購入事業であります。

契約の相手方につきましては、７社による入札の結果、株式会社 小柳中央堂 代表取締役小柳亨信氏で、契約金額は２，０５６万６，４４０円でございました。

なお、予定価格は２，０５６万６，４４０円でございます。

内容につきましては、別紙として、スポーツ器具購入事業内訳書として記載しております。

議案書２０ページをご覧ください。

まず、「スポーツ用具　備品」として、バレーボール用支柱など２６品目５８台、「トレーニング用具　備品」として、２階トレーニングスペースで使用するランニングマシンなど２１品目２８台。

次に、議案書２１ページをご覧ください。

「スポーツ用具　消耗品」として、ネットスケールなど４１品目１７７個、「トレーニング用具　消耗品」として床保護用マットなど１５品目７１個、備品合計４７品目８６台、消耗品合計５６品目２４８個であります。

納期につきましては、平成３１年３月２５日としております。

以上、議案第５４号　財産の取得について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君）　以上をもって、議案第５１号、議案第５２号、議案第５３号、議案第５４号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第５５号、議案第５６号

○議長（上原豊茂君）　次に、日程第７、議案第５５号、日程第８、議案第５６号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第５５号　町道路線の廃止についての提案理由の説明を求めます。議案書２２ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君）　議案第５５号の提案説明を申し上げます。議案書２２ページをご覧ください。

議案第５５号　町道路線の廃止について。

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、次の町道路線を廃止しようとするものであります

記としまして、廃止する路線は路線番号６６の末広団地南３条線であります。

起点は訓子府町末広町１５８番地、終点は訓子府町末広町１５７番地で、重要な経過地は末広町であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、この度の道路整備工事に伴い、この後、議案第５６号で提案説明させていただくとおり起終点が変更となることから、本路線、総延長として７０．０８ｍを廃止するものであります。

以上、議案第５５号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君）　次に、議案第５６号　町道路線の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書２４ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君）　議案第５６号の提案説明を申し上げます。

議案書２４ページをご覧ください。
議案第５６号　町道路線の認定について。
道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。
記としまして、認定する路線は、路線番号６６の末広団地南３条線であります。
起点は訓子府町末広町１５８番地、終点は訓子府町末広町１５７番地で、重要な経過地は末広町であります。
路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、町道末広団地中通線から西に向かい、町道カクレ沢線までの区間であり、総延長は７０．４４ｍであります。
本件につきましては、末広団地南３条線道路整備に伴い、先ほど議案第５５号で廃止の提案説明をさせていただきました同路線の起終点を結ぶ道路中心線の位置につきまして、町道敷地の関係から１ｍ南方向に変更となったこと。また、それに伴いまして、終点が西方向に０．３６ｍ延伸となったことから、新たな路線として、町道認定しようとするものであります。
以上、議案第５６号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（上原豊茂君）　以上をもって、一括議題の議案第５５号、議案第５６号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更
○議長（上原豊茂君）　ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時２１分
再開　午前１０時２２分

○議長（上原豊茂君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。
お諮りいたします。
ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第１０、認定第１号から日程第１４、認定第５号までの一括議題および日程第１５、認定第６号、日程第１６、報告第１３号を先に審議したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　異議なしと認めます。
よって、この際、日程の順序を変更し、日程第１０、認定第１号から日程第１４、認定第５号までの一括議題および日程第１５、認定第６号、日程第１６、報告第１３号を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号、

認定第６号

○議長（上原豊茂君）　これより、日程第１０、認定第１号、日程第１１、認定第２号、日程第１２、認定第３号、日程第１３、認定第４号、日程第１４、認定第５号、日程第１５、認定第６号を議題といたします。

認定第１号から認定第５号までは一括議題といたします。議案書２６ページから３７ページまでです。

本案は、平成３０年第３回定例会において提案されたもので、会議規則第３９条第１項により「決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中の継続審査を行ったものです。

会議規則第４１条第１項により、委員長からの報告を求めます。

８番、須河決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（須河　徹君）　ただいま、議長からご指示がございましたので、平成２９年度各会計決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告申し上げます。

平成３０年９月１１日開会の第３回定例会において、当委員会に付託を受けた「認定第１号　平成２９年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第６号　平成２９年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの６件の審査の結果を報告いたします。

今年度の各会計決算審査特別委員会は、１１月５日から１１月８日までの４日間にわたり、閉会中の継続審査として、特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行にかかわる関係書類などを審査した後、審査の必要上、提出を求めた支出伝票についても検査を行い、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で疑問等が生じた事項については、関係各課職員の出席を求めて内容を聴取いたしました。

詳細な審査および質疑の内容につきましては、省略いたしますが、１１月８日には、委員会としての表決を行い、付託された認定第１号から認定第５号までの５会計の決算はいずれも原案のとおり「認定すべきもの」、また認定第６号については、原案のとおり「可決及び認定すべきもの」として全会一致で決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会において、意見の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として申し上げますので、今後の行政執行にあたって配慮いただきたいと思います。

１、歳入では、一つ、税や使用料等の徴収に職員の努力とその成果が大いに見られ、引き続き徴収に努めることを望むものであります。

二つ、重複滞納者に対し、関係課が現在も連携の中で徴収にあたっており、個人情報などの課題があることは理解しているが、今後も連携体制を引き続き維持し、効率的な徴収に努めるとともに、滞納者の生活実態にも配慮した対応を望むものであります。

三つ、町有林等の生産物売り払いについては、適切な伐期を見極め、重要な町の財産の管理に努めるとともに、林業の専門的知識の人材育成を望むものであります。

四つ、国の動向を把握し、町の施策に国の支援施策を積極的に取り込むことを望むものであります。

２、歳出では、一つ、各種施策の財源確保のため、国の政策と連動した町としての積極

的な展開を図る必要があります。国の施策の情報収集に努めることを望むものであります。
二つ、各種事業の効果を十分に把握し、行政運営に反映するため、より適正な予算執行に努めることを望むものであります。
３、福祉の予防事業などは、重要なものであることから、引き続きサービス利用促進に向けたＰＲを望むものであります。
４、高齢者ハイヤー利用サービスおよび路線バス高齢者利用支援事業は、その効果が認められ、今後も事業の継続を望むものであります。
５、民間提案型住宅整備事業の効果は認められる。今後も幅広い人口減少対策の検討を望むものであります。
６、水道事業では厳しい財政状況ではあるものの、重要なライフラインとして老朽管の更新等、「水道ビジョン」の着実な推進を望むものであります。
最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員一人一人の努力は、十分に評価できるところです。
今後においても、より一層の財政健全化を図りつつ、歳入・歳出のバランスに留意し、町民のための「まちづくり」に向け、創意、工夫と一層の努力をお願いするところであります。
以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第１号　平成２９年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第６号　平成２９年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」まで、審査の経過と結果を報告申し上げ、訓子府町会議規則第４１条第１項の規定による報告とさせていただきます。
○議長（上原豊茂君）　以上のとおり、認定第１号から認定第６号までの委員長報告は、お手元の議案書の「委員会審査報告書」のとおり「原案のとおり認定すべきもの」および「原案のとおり可決及び認定すべきもの」と委員会として決定いたしました。
これより、委員長報告に対する一括議題の認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号の質疑に入ります。
質疑は、委員長に対する質疑といたします。
一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上会議規則第５５条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、１人につき２回まで、質疑することを許します。
まず最初に、認定第１号の質疑を行います。議案書２６ページです。
ご質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　質疑がないようですので、認定第１号の質疑を終了いたします。
次に、認定第２号の質疑を許します。議案書２８ページです。
ご質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　質疑がないようですので、認定第２号の質疑を終了いたします。
次に、認定第３号の質疑を許します。議案書３０ページです。
ご質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　質疑がないようですので、認定第３号の質疑を終了いたします。

次に、認定第４号の質疑を許します。議案書３２ページです。
ご質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）質疑がないようですので、認定第４号の質疑を終了いたします。
次に、認定第５号の質疑を許します。議案書３４ページです。
ご質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　質疑がないようですので、認定第５号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。
これより、一括議題の討論を行います。
討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。
これより一括議題の認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号の採決をいたします。
討論のなかった案件については一括採決いたします。
認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号までの５件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　異議なしと認めます。
よって、認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第６号の質疑を行います。議案書３６ページです。１人３回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより認定第６号の採決をいたします。
本案を委員長報告のとおり可決及び認定とすることに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　異議なしと認めます。
よって、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

◎報告第１３号
○議長（上原豊茂君）　次に、日程第１６、報告第１３号　出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書３８ページです。事務局長に報告を朗読させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君）　議案書の３８ページをお開き願います。

報告第１３号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成３０年１２月１１日提出

訓子府町議会議長　上　原　豊　茂

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、平成３０年１０月１０日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長　上　原　豊　茂　様

平成３０年１０月１０日

訓子府町監査委員　山　田　　稔

訓子府町監査委員　工　藤　弘　喜

次のページ、３９ページから４１ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、４２ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、平成３０年１１月１２日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長　上　原　豊　茂　様

平成３０年１１月１２日

訓子府町監査委員　山　田　　稔

訓子府町監査委員　工　藤　弘　喜

次のページ、４３ページから４５ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。続きまして、本日追加で配布をさせていただきました１２月分の例月出納検査結果報告についてご説明申し上げます。４６ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、平成３０年１２月１０日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長　上　原　豊　茂　様

平成３０年１２月１０日

訓子府町監査委員　山　田　　稔

訓子府町監査委員　工　藤　弘　喜

次のページの４７ページから４９ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。
○議長（上原豊茂君）　以上で、本報告を終わります。
時間が相当余裕ありますけれども、町民への通告もありますので、ここで昼食のため、休憩いたします。午後は１時から行いますので参集願います。

休憩　午前１０時２８分
再開　午後　１時００分

○議長（上原豊茂君）　それでは、定刻になりました。
休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問
○議長（上原豊茂君）　日程第９、一般質問を行います。
質問は通告書の順序により発言を許します。
なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。
それでは一般質問の発言を許します。
５番、西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　通告書に従いまして質問をいたします。
まず１点目は、本町の今後に向けた地域福祉のあり方について、町長にお伺いいたします。
「社会福祉法」では、地域における社会福祉を「地域福祉」としています。本町では地域福祉計画は策定されていませんが、第６次訓子府町総合計画の中の第３章第１節に地域福祉として、その活動の充実や体制の強化が示されています。少子高齢化が進む今、地域住民による支え合いや助け合いの仕組みづくりが、その地域福祉の充実につながると思うのですが、私たちの町の各地域の活動実態と課題解決に向けた今後の取り組みについて町長に伺います。
１点目、各地域におけるひきこもりなど、社会的な孤立状態にある人の実態をどの程度把握していますか。
２点目、その家族が抱える悩みや生活困窮者への相談体制とその実績はどのようになっていますか。
３点目、今後に向けた地域福祉のあり方を住民参加の中でどのように取り組む考えですか。
以上の３点伺います。
○議長（上原豊茂君）　町長。
○町長（菊池一春君）　ただいま「今後に向けた地域福祉のあり方について」３点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。
１点目に「各地域におけるひきこもりなど社会的な孤立状態にある人の実態をどの程度把握していますか」というお尋ねがございました。
厚生労働省によりますと、６か月以上にわたり概ね家庭にとどまり、社会との接触を断

っている人を「ひきこもり」と定義されていますが、町がどの程度把握できているかといいますと、「ひきこもり」にはいろいろな背景がありますので、全ての把握は大変難しい側面があります。

統合失調症や発達障害、うつ病などの精神疾患が背景による「ひきこもり」であれば、保健所を通して把握できる場合もありますが、病院にかかっていない人もいるのではないかと思われます。ご家族からの相談や民生委員、地域からの情報により把握している人も数人おりますが、家族の問題として外に発信したくない人も多いのではないかと思われ、実態の把握は大変難しいというのが現状であります。

次に、２点目に「その家庭が抱える悩みや生活困窮者への相談体制とその実績は」とのお尋ねがありました。

現在、本町で把握している「ひきこもり」と思われる人は、家族と同居されているのがほとんどです。ほとんどの場合が親の収入に頼っていると思われます。中には年金生活者の親もいるかもしれませんので、その生活は厳しいことが予想されますし、親亡き後の生活自立の不安も大きいのではないかと思います。

家族から生活困窮の相談を受けた場合や民生委員からの情報があった場合には、保健師や生活保護窓口と連携し、支援方法を検討することとなります。

また、北海道ひきこもり成年相談センターを活用して、専門家による助言などの支援をいただくこともあります。

今年度は、その北海道ひきこもり成年相談センターへの相談につなげたケースが１件、一人暮らしを始めて就労支援につなげたケースが１件、グループホームへの入居につなげたケースが１件あります。件数は少ないのですが、当事者にとっては大きな一歩になることではないかと思います。

３点目に「今後に向けた地域福祉のあり方を住民参加の中で、どのように取り組む考えか」とのお尋ねでございます。

今後に向けては、社会福祉協議会のボランティアや民生委員と連携し、住民参加を募りながら、これまで同様努めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました３点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　項目に従いまして再質問に入りたいと思います。

今、お答えの中にありましたように、この小さな町でも、そういう孤立状態にある人の家庭を１軒、１軒、調査するということはとても難しい側面があるということは現実だと思います。ひきこもりといいましても、その人の生き方ですから、決して家庭の中にひきこもることが全て悪いかというと、そういうことではないと思います。問題はお答えの中にあったように、家族の収入を頼りにしながら働かない状態で何年も続いているということが、やっぱその家庭の経済状態をひっ迫させていく。そこに社会的な問題が出ているのかなと思います。行政の中では今、効果があった３件のこと、ご紹介いただきました。私もこの問題はずっと以前からいろいろ考えてはいたんですけれども、今回、町内会の役員の皆さんに状況をお尋ねしようと思って、３軒はちょっとお会いできなかったんですけれども、訪ねて歩きました。町内会の役員の皆さんからすると、多分いないんじゃないかと

いうお答えがほとんどの地域でありました。実際にいると思われた方もいらっしゃいますけれども、あとは共通してお答えの中にあったのは、高齢者のひきこもりということをご心配なされていて、町がやっている１００歳体操がこの近年といいますか、今年に向かってすごく増えていますので、ひきこもり状態になりがちだった人が声掛けをしたことによって出てくるようになって大変効果を上げているという声が何件かありました。私がこの質問に立つきっかけとなったのはですね、今年の６月２日なんですが、住民と専門職が共同したひきこもり支援の取り組みといたしまして、津別町の社会福祉協議会の事務局長の講演を聞きに行ったことがきっかけでした。津別町は皆さんご存じのとおり管内で人口が４，７７８人、世帯数が２，３７６世帯、６５歳以上の高齢者が２，１１３人で高齢化率が４４．２２％とオホーツク管内１８市町村中、第１位になっている町であります。津別町の社会福祉協議会では、この地域福祉計画というのをずっとあちこちの町を視察して２７年から５年間の福祉計画をはじめて立てたそうです。その前に成年後見人制度を社会福祉協議会の方で町から委嘱されまして、その相談の中で実は町民の中から自分のうちに長年ひきこもっている子どもさんがいて、もう生活状態が大変なんだという相談をあずかったことから、それがきっかけで、その調査に入ったというふうに伺いました。それがその調査のやり方としましては、その目的、町民に対する調査の目的としては、地域におけるご近所付き合いに関する調査ということで、平成２７年度に調査してるんですね、津別町における全世帯の約５分の１を自治体ごとに無作為に抽出した１３自治会の４９９世帯に調査票を配りました。そして実施したのが２７年８月から１２月までの間で、自治会長さんたちにも説明をして実施したそうです。回収状況といたしましては、調査対象世帯数が４９９で回収数が４２２、回収不能だったところが７０、拒否が７件、回収率は８４．６％でした。その中で回収方法としては社協の職員さんとそれから自治会の役員さんと共に各家庭を回って直接回収して、これだけの回収率になったみたいです。その分析を４点、要支援事例と準要支援事例、要支援予備軍事例といずれでもないという四つに分けて分析をしていった結果ですね、要支援事例が３７件ありました。準要支援事例が４６件、予備軍が４４件、いずれでもないのが２９５件ありました。その中で１５歳以上６５歳未満のうち２％の人が長期にわたってひきこもっていると、そういう実態が見えてきた訳です。まずこの取り組みがすごいことだなと私もびっくりした訳ですけれども、この津別町の活動については、私たちの町の社会福祉協議会さんも視察しておりまして、よく知っていますよということでお話を伺いました。まずこの調査結果、調査方法も含めてですね、担当課としては、どういう感想をお持ちなのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君）　ただいま、津別町の社会福祉協議会でひきこもりに関する調査をしたことについて、訓子府町の担当課としてはどう思うかというご質問であったかと思います。潜在的なひきこもりの方もいらっしゃいますので、確かにそういった調査は必要ではないかということは認識しております。津別町の社会福祉協議会は、それだけではなく、今いろいろな取り組みに多角的に取り組んでいらっしゃるという先進的な事例になるかとは思います。そういったところで訓子府町もそこを目指していかなければならないとは考えておりますが、一つ一つ事例を選択しながら、これから検討していきたいとは思っております。

○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　はい、ありがとうございます。訓子府町も今年の３月で老齢人口が１，８９２、高齢化率が３７．７％となっております。介護保険の所得段階の第１号保険者の段階を見ますと全世帯が住民税非課税だという世帯全員が非課税だという世帯が全体の中の３割を超えております。しかし、それを救済する方法としての生活保護という状態をみますと、保護率はまた若干下がりましたね、２９年度の決算によりますと０．６８％で、そのうち高齢者が２３人、障害者が６人ということになっております。その中でなぜ今回地域福祉の中でこの問いかけをしようかと思ったところですね、訓子府町はもしかしたら本当に少ない人数なのかなとは思いますけれども、高齢者福祉計画の中にもなく、それから障がい福祉計画の中でもなく、ボーダーラインなのか、その狭間にいらっしゃるのか、なかなかこういう、先ほどお答えにあったように、家族も人に知られたくないというナイーブな面持っていますので、把握しにくいというのが本当に現状であります。ただ実際は結構深刻になっている世帯もあると思うんですね、菊池町政が一貫して掲げて、３期目に特におっしゃっていたのが、すべての町民にやさしいまちづくりということですので、少数でありながらも、やはりそういう人たちに向けた支援の取り組みというのがとても大事なんじゃないかなと思って、今回質問に立った訳ですけれども、今、担当課長の方からおっしゃられたように、この調査をしただけでなくて、調査後の支援活動がすごく活発だということです。調査をした自治会ごとに小さなサロンを設けて、とにかくひきこもっている人たちが出てこれるように、自治会の役員さんとか、それとか私が質問で２本目に言った住民参加というのは、その地域の人たちを担い手として育てて、そして職員と一緒になって、そういう困窮している人たちを支援していくという取り組みがすごいなと思いました。それで今、お答えいただいた中に私たちの町でも相談から実際に支援につなげたケースが３件あると書いていただきました。例えばその３件の例を例えばとった場合にですね、町としてどういう経緯で相談から支援につながったのかというのを差し障りのないことでよろしいですので、教えていただけないでしょうか。
○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（谷方幸子君）　回答書の中にありました実績の例の中の相談から支援につながった経過といいますか、そういったことになりますけれども、まず１点目の北海道ひきこもり成年相談センターへの相談につなげたケースがございますが、これについては家族からの相談があって、こういった専門の相談所に来ていただいて、相談につなげたということでございます。２件目につきましては、ちょっと特殊な事例でありまして、ちょっと警察も絡んだというようなことがありまして、犯罪とかではなかったんですけれども、そういったケースで関わりまして、高齢のお母さんと息子さんとの２人暮らしでありまして、息子さんの方がひきこもりであったということなんですけど、ちょっとお金の面もありまして、一緒に生活していることがちょっとお母さんのためによくないのではないかというようなこともありまして、保健師が度々訪問したりして、本人も働きたいという意思があったものですから、そういったことで就労支援につなげたということになります。あと３点目のグループホームへの入居につなげたケースというのは、元々そういう方がいるということは、こちらでもつかんでおりまして、そういった生活の面だとか、そういった相談がありまして、それではグループホームに入居されてはどうかというようなことで、

こちらから提案し、入居につながったということになります。
○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　わかりました。結果としてですね、ひきこもっていた方がやっぱり社会の中で働くことができたり、それから高齢者の場合は今のように施設への支援へのつながりになったり、やっぱり悩みを抱えている、そこの家庭では、どこにその悩みを相談していいかがわからないという状態が大半なんではないかと思うんですけれども、北海道のそういう支援センターがあるのはわかっていても、なかなかそこに、それを知っている方もいらっしゃらないんじゃないかということもありますし、津別町のように、ここまで、大学との協定もあって、先進地としての、さっき課長がおっしゃったように取り組みがすごいなとは思うんですけれども、訓子府町が例えばここまでやらないにしても、やっぱりいろんな事例があるということは多分職員の皆さんが一番よくご存じだと思うので、そこをどうしたら支援につなげることができかという組織としての体制づくりは今、訓子府町の場合は例えばそれを定期的に協議する時があるのか、またそういうさまざまな分野の人たちと情報を交換し合うことが行われているのかどうか、現状をちょっとお聞きしたいなと思います。私も自分でずっと気になっているご家庭があるんですが、それをいったいどうやって、どこにつなげていけばいいのかが全く見えないんですけれども、町民の方の中でも、もしかしたらそういう情報を持っている方もいらっしゃるかもしれないんですが、今の訓子府町の体制の中で現状をちょっと教えていただきたいなと思います。
○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（谷方幸子君）　まず先ほどのグループホームの入居というのは、障がい者のグループホームですので、高齢者の方ではなくて、お子さんの方が入居したという事例になります。それと北海道の相談支援センターではなかなか相談しづらい、窓口も知らないのではないかということなんですけれども、今回の場合は町に相談がありましたので、町の方から保健所を経由して相談窓口である北海道の青年相談センターへの相談につなげて、向こうからこちらに専門職が出向ていただいて、ご本人ではないんですけど、ご家族と面談をしたという経過があります。確かに津別町のように１軒、１軒、調査をしている訳でもなく、職員が一番情報を知っているのではないかということで、どのように連携しているか、どこに相談したらいいのかということなんですけれども、まず今一番情報を持っているのは民生委員さんではないかと思いますので、民生委員との連携というのは、かなりこまめにといいますか、細やかにしているつもりでありますし、どこに相談してよいかという悩みにつきましては広報等はしておりますけれども、それでは足りないという部分も確かにあるかと思いますし、まずは役場に相談していただくのが、福祉保健課の方に相談していただくのが、こちらの方で専門職につなげたりだとか、そういったこともできますので、そういう対応を今のところはさせていただいているということになります。専門職として連携しているかとなりますと、うちの保健師も含めまして、そういった保健所やそういったところ、専門職の名前忘れましたけど、ちょっとそういったところで北海道にも支援を求めているというところです。そしてまた在学当時に不登校になって、そままひきこもりになっている場合とかもあると思うんですよね、そういったところの全てを把握、いったん就職して戻っていらっしゃっている方もいると思いますし、そういった方の全ての把握というのは、やはり外に出したくないという家族の思いが強い場合が多いので、

ちょっと把握には難しい場面が多いかと思っております。
○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　津別町さんもですね、これ１年や２年でそれを把握した訳ではなくて、その活動を続けていく中で、調査の中から推計しているんですね、相談状況から大体３０人前後はいるんではないかと。年齢別では１０代が２人、２０代、３０代がそれぞれ７人、４０代が９人、５０代が４人、６０代が１人というふうに具体的に数字も上げていますけれども、じゃあ私たちの町でさまざまな、民生委員さんや長年の地域福祉を中心とした情報から得た中で、訓子府町が大体推計としてですね、どれぐらいの方がいらっしゃるかはわかるでしょうか。
○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（谷方幸子君）　他の町でも調査結果が約１０％前後という、人口の１０％前後ということになっているのかなとは思うんですけれども、１０％は多すぎるか、ちょっと１０％以下だと思います。そして例えば高齢者、今回地域福祉のことなので、高齢者のお話ではないと思いますけれども、高齢者であれば週１回も外出しない閉じこもりというんですけれども、高齢者の場合は閉じこもりというんですけれども、そう思われる方は調査の結果では約８％いるということもあります。そういったことから数は少ないですけど、ざっと保健師に聞きましたところでも数人は名前が出てきますので、ただもう完全に外に、表に出てこない方、そういう方もいらっしゃるかもしれないので、１０人ぐらい以下になると希望的観測、数字ですけども、それぐらいはいるのではないかなと思っているところです。
○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　私たちの町の現状は何となく状態もわかりました。やっぱり今後に向けてと私がそこに前置きしたのは、全国で１０万人でしたか、そういう状態の人がいるっていうふうに、この間も報道で聞いていたところなので、今の人間同士のつながりが希薄なのか、個人主義なのか、その辺もよくわかりませんけれども、ひきこもることが自分を守る一つの方法であったり生き方である場合、要するに自立している場合は全然問題ないと思うし、人様から言われることも行政から干渉される必要も全くないと思うんです。当初申し上げたように、やっぱり少ない収入、家庭の収入の中で親御さんがそういう子どもさんをみている場合、事例とか、そういうことがもし多かった場合に、やっぱり少しでも働くことへつなげていけるような支援もできるのは、やっぱり専門職としての職員の仕事なのかな、なかなか回った中で若富町だったと思うんですけれども、社協さんから依頼されて困り事相談のアンケートをとったことがあると。役員さんが全部回って、多分高齢者の世帯だと思うんですけど回って、回収も回って、なかったですよって、そうやって考えた場合に、昔から住んでいる地域の人たちに、果たして本当に深刻な悩みを書けるだろうか、訴えられるだろうか、その辺はやっぱりこの小さな町の個人情報というよりも、やっぱり知られたくないという意識が強いんだと思うんですが、課長さっきおっしゃたように専門職であれば救ってくれる救われる手段があるんではないかという悩みを抱えている人にとっては、もう唯一そこがつながる道だと思うんで、大きな調査はないにしても、毎日の仕事の中でそういう情報が少なからずともあった場合に、ぜひですね、家庭訪問しながら支援につなげていく、そういうまちづくりであってほしいなと願うばかりなんです

が、その辺のところをいかがでしょうか。
○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（谷方幸子君）　すいません、その前に先ほどの回答の中で、ひきこもりの全体数なんですけど、ちょっと調べたものがありましたので、ひきこもりの経験率というのが２０歳から４９歳で１．１８％、全国ですけれども１．１８％、ひきこもりの存在率、これは世帯ですけども０．６７％、約全国で３２万世帯という統計が出ているようです。それと専門職であれば相談しやすいということなんですけど、若富の調査というのは、今年の調査のことかと思いますけれども、それにつきましては、生活支援コーディネーター、そういった方も、専門職も入って回収に回っております。専門職であれば、また相談しやすい、毎日の仕事の中でそういった家庭訪問が必要ではないかというご質問でありますけれども、確かにおっしゃるとおりだと思いますので、これからそういったことにもっと検討して実行できるようにしていきたいと思います。
　私からは以上です。
○議長（上原豊茂君）　町長。
○町長（菊池一春君）　議員がおっしゃるように本町の高齢化率は１８．８％になりました。中でも町内会、実践会の中で、高齢化率、６５歳以上の高齢化率が一番高いのが若富町です。５３％です。すなわちもう町内会の中でも半分以上が６５歳以上というのは若富に代表されるように、それに前後した町内会、実践会というのは、かなりある。これからますますそういう点では高齢化率が高まっていくんだろうということであります。問題は今、ひきこもりの問題で何点かのご質問をいただきましたけれども、先ほど課長から申し上げましたひきこもり地域支援センター、そこには社会福祉士や精神保健福祉士というのが常駐していることになります。より専門的に、私どもでいいますとそういったひきこもりの問題等については保健所が一時的にうちの町で受けたら保健所に相談してひきこもりセンターの方にいく、そうするとひきこもりセンターは、今言った社会福祉士や精神保健福祉士のそれを日常的にアドバイスしている人たちが対応していくということになりますので、まず一つは町のそういったひきこもりの人たちをどういう形で把握していくのかということが課題だろうと。それは一つは民生委員という地域の中で配置している方々の力によるところが大きいですし、もちろん保健師がいると。それから私が前から申し上げていますように、全ての人が大切なですね、全ての人が大切なまちづくりというのは、その一つにやっぱりひきこもりや在宅で生活されている方をどういう形で施設につないでいくかという点では、私は「もりの風」に対する期待というの大変強うございますので、もちろん下のやっているきらきら本舗なんかも含めて家庭内にひきこもっている方々をできるだけ社会的な参加や就労につなげていくということは、この今、町の施設的なことでいうと極めて重要だというふうに考えています。
　もう１点ですけども、私の知る限りにおいては大変に難しい。中途半端な形で支援なんかできない、こういう人たちは。相談して、相談のった人たちが苦しんでいくということも何例もみてきました。そしてまた家庭の中では親たちもできる限り外に出したくないとか、家庭の中だけでみんなでやっていきたいというようなことを思っている人が大変強うございます。その点で言うと、その親たちが高齢になった時にどうするのかという問題も含めて、トータルとしての地域福祉というのは、やっぱりすごく大事なんではないかなと

いうふうに思います。私は、私のところにも個人的にもいろいろな相談がやっぱり日常的にあります。私はまず一つは保健師につなげます。あそこの誰々さんがどうもおかしい、あるいはこんな相談を受けたと。これはまず行ってほしいと。それから福祉係が次に行きます。ここまでいきますとですね、大体のことは病院につなげるとかですね、いろいろな問題出てきますけども、こういったことを福祉活動の拠点は福祉保健課であったり、社会福祉協議会だと。こういったものが町民の皆さんが僕は何かあったら最後は役場に来なさいとか、役場にすぐ連絡してくださいということは必ず言っていますけども、ここに期待に応えることができるかということが、やっぱり問われるんではないかなと思いますけれども、かなりの中で私たちは保健師たちは努力していると思いますんで、まずは今後に向けては地域福祉計画の作成はさておいても実態をより正確な実態をどう把握するかということが、これから大事になってくるんではないかなと思います。その点では津別町は行政というよりも社会福祉協議会が中心になってやっているはずだと思いますので、うちの社会福祉協議会、今いろんな課題抱えておりますけども、本来的なボランティアやそういった福祉のきめ細かな対応も含めたですね、協議会の役割ということが、これからますます重要になってくるんではないかなと思います。ちょっと長くなりましたけども。

○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　本当に難しい問題だということも承知ですし、だからといってこの例えば１０人いた中で細かい活動をしていて、１人でもその支援につながれば一人の人を救うことができるという凄く地道な仕事なのかなと思います。地域包括ケアシステムの基本的理念にあります「我が事・丸ごと地域共生社会を目指して」という、ここは、やっぱ言葉だけで終わるのではなくて、やっぱり一体となってやっていくことが大切なのかなと思います。先ほど課長おっしゃった若富町が高齢化率高くて、そういうアンケート調査をしたということですが、できればですね、いっぺんにとは言いませんけれども、やっぱりどこの地域でどういう人がいるか、やっぱり予想つかない部分もありますので、もっとその活動を少し広げていってですね、継続的にやっていただけたらなと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君）　どの地域にどのような人がいるかということになりますと、全町的な、そういった調査になるかと思います。全町的な調査にっていうことになるのかなと思いますけれども、そういった、例えば無記名のアンケートになりますと回収もできるかもしれませんけれど、無記名ではちょっと意味があまりないのかなと思いますので、記名式のアンケートになりますと、またそれを書いてくれる人がどれぐらいいるのか、本当の実情を出してくれる人がどれぐらいいるのかということもありますので、そういったことは、ちょっと今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　わかりました。いろんな方の情報を基に私たちの町でも、やっぱり悩み続ける人たちを一人でも救い上げていけるような、そういう体制づくり、今後も、自分もその中に関わりながら、進めていっていただきたいなと思います。今回の地域福祉のあり方については質問を終わりたいと思います。

　２点目です。

町民にとってなくてはならない「静寿園」存続のための町の支援策について、町長にお伺いいたします。

第６次訓子府町総合計画策定のための町民アンケート調査の中の、福祉の行き届いたまちにするために、訓子府町をですね、重要と感じ、積極的に進めてほしいことの回答のトップが高齢者が入所できる施設の充実でした。開設から間もなく３０年になる特別養護老人ホーム「静寿園」は町民にとってなくてはならない施設です。平成２６年に増床したものの、その後の介護報酬の改定や人件費の増、今後の施設改修も含めて厳しい運営状況にあります。いまだ待機者が多い中、これからも町民が安心して入所できる施設であるためにも施設側と行政が真摯に向き合って解決策を協議すべき時期であると思いますが町長の考えを伺います。

１点目、施設の経営状況を、どのように捉えていますか。

２点目、これまでの経営改善に向けた協議の経過と今後の町としての支援策をお尋ねいたします。

○議長（上原豊茂君）　町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま「町民にとってなくてはならない『静寿園』の存続のための町の支援策について」２点のお尋ねがありましたのでお答えをします。

１点目に「施設の経営状況をどのように捉えていますか」とのお尋ねがございました。

これまでにもご質問いただいておりますが、時間の経過とともに基金が減少し経営状況は悪化しており、非常に危惧を抱いているところです。１１月９日には、静寿園から「経営診断報告書」をいただきましたので、その内容を確認しているところです。

２点目に「これまでの経営改善に向けた協議の経過と今後の町としての支援策は」とのお尋ねがございました。

これまで、訓子府福祉会の理事長および施設長から、運営費補助についてお話を伺い、その後、担当者レベルにおきまして、協議を重ねているところであります。

今後の支援策につきましては、先ほど申しました「経営診断報告書」で、多くの問題点が指摘されておりますが、残念ながら、現状で静寿園としての改善策はほとんど示されていない状況ですので、静寿園として検討すべきことや取り組んでいただきたいことなどについて、まずは静寿園内部の職員とも十分な検討を行っていただいた上で、福祉保健課の担当と協議を行うべきと考えています。

静寿園は、訓子府福祉会が設立以来、自らが運営することを基本に、これまで運営してきておりますので、その自主運営を基本としながら、行政としてどこまで支援すべきか、状況を判断しながら検討していかなければならないと考えております。

以上、お尋ねのありました２点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　静寿園の運営については、他の議員さんからも今までいろんな質問がありました。そして私たち議員も毎年のように意見交換、施設の方と重ねておりますが、なかなか今、お答えにありましたように、これといった解決策が見えない状況なのかなと思っております。そこでどうしても前から一度お尋ねしたいなと思っていたことがあります。静寿園は約３０年前に開設、元年に建築が施工されて２年から開設ということ

です。その当時の佐藤忠義元町長の時だったと思うんですけれども、この開設の経緯といいますか、時代背景も含めて、多分この中でよくご存じなのは町長お一人なのかなって気がいたします。それでやはりこの３０年を迎えるにあたってですね、その当時、町の特老の開設に向けた動きといいますか、計画も含めて、どのような状況だったのか、もしおわかりの内容でよろしいですので、説明いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　町長。

○町長（菊池一春君）　かなり、私の思い違いや勘違いがある。３０年前の話ですからあると思います。ただ、私の聞き及んでいるところ、それから佐藤忠義さんの社会福祉私史、これの中で何かを見ていますと、やっぱり高齢社会を見据えながら施設福祉がこれから大変重要だろうということで特別養護老人ホームを建設しなければならないと。そのために北海道の網走支庁の社会福祉課のＯＢだったと記憶していますけども、その方にも助言をいただきながら建設に向けての動きをひとつしていたということと、もう１点は、町内における、それを担う法人を社会福祉法人を設立にあたって、私の記憶では小澤男也さんだったと思いますけども、初代の理事長に要請をして、町内の経済界を中心にしながら、みんなで作っていこうと。町もそれなりのバックアップをすると。もう施設建設から何からほとんど町の支援の中で北海道の指導もいただいて、訓子府福祉会が設立され、そして平成２年から、その福祉課の道の職員を常駐の嘱託職員として置いたという記憶があります。その後、私たちの先輩の職員が何年間か、そこの事務局を町費負担で自立の方向に向けてですね、運営が乗るまでやっていったという経過があると記憶しています。その後、センター長はですね、何人かが変わりましたけども、大体役場のＯＢの方がセンター長になりながら今日まで至って、当時、特別養護老人ホームの国の手当というの、大変厚いものもございましたので、一定の基金を持ちながら、そして運営をしてきたと。それから町は改修費については、２分の１とか３分の１の補助をするということをやってきたという経緯があります。それから今、個室１０床をつくるにあたって、これは私が町長になってからですけれども、小破修繕といいましょうか、改修費については自力でやっていただきたいと。個室等については全額町が負担するということで、それは介護保険法等々をにらみながら、ユニット型の施設を建てるかどうかということがあったんですけども、これはちょっと負担が大き過ぎるという、福祉法人の方でも声がありまして、一緒の福祉会の運営の中で今の個室のやつを一緒の中でやってほしいと。そのことによって、経営が安定的にやっていけるという福祉法人の要請がありまして、現在の形をとったということであります。ちょっと定かではない部分ありますので、ちょっとお許しいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　今の３０年前の大まかな開設に至る経緯をお知らせいただいて、やはり町の町政を司る町長の一つの思いの一つであったと。強い意志の一つであったと。そしてそこから法人が設立されて今日に至っているということで、これはやはり町とそれから法人の常に両輪でいかなきゃいけない運命的なものなのかなという気もいたしますけれども、そこでちょっとお伺いしたいのは、この網走管内の同じような施設の開設はそれぞれでしょうけれども、施設がどのぐらいあるのか、私が知っているのは、この間、女性議員で行った西興部の幸楽園とか、あと置戸町なんですが、管内でどのぐらいあるでしょうか、町立も含めてですね、町と法人で一体になってやっている運営ですね、わかります

でしょうか。
○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（谷方幸子君）　管内の特養施設ということでしょうか。おそらく全市町村に一つ以上はあるとは思うんですけれども、北見市とか民間の特養が何か所かありますので、ちょっと総体の数というのは、ちょっと把握できておりません。
○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　すいません。それじゃあですね、各市町村に一つ以上あるという、今お答えでしたけども、そうなりますと運営状況というのは、介護保険制度が２０００年にスタートして改正に伴って、それぞれ苦しい立場にあるというのは、そんな状況としては変わらないのかなと思うんですが、この静寿園が今、この昨今、支援要請があったのは、大体いつ頃からなのでしょうか。それと静寿園と施設と行政がずっとその３０年前から一緒にこう、お互いに協議しながらやってきたと思うんですけれども、毎年それぞれの経営状況とかを報告に来るとか、施設の中身についても協議し合うとか、そういう協議体制というのはどんな感じで行われてきたんでしょうか。
○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。
○福祉保健課長（谷方幸子君）　管内の運営状況のご質問でございましたけれども、例えば置戸のように、つい先頃まで町立の施設だったというところはちょっと状況が、丸抱えというようなことがまた抜け切れていないというところがありますので、ちょっと参考にはならないんですけれども、全体的にいきますと、静寿園ほどじゃないですけど、それぞれにやはり介護報酬が下がってきて少しずつ基金がなくなってきて運営が厳しく、これからなってくるというような状況でございます。静寿園につきましては、私は昨年の８月だったかなと思うんです、一番最初に３０年４月に夜間町長室にもみえております。２９年ですね、２９年の７月にまず一度目、施設長の方から話を伺いまして、その後、８月に理事長もお見えになって町長と懇談されております。そのあと今年の先ほど言いました夜間町長室にも４月に見ているということで、そういった要請、まだ具体的な、要請書というのは一度しか受けてないですけど、そういったところで調整を重ねてきておりますが、それ以外に担当者レベルといいますか、施設長と福祉保健課、施設長と副町長というような話し合いは何度かしてきております。毎年の経営状況の報告につきましては、管轄が北海道になるものですから、うちの町に具体的に経営状況の報告とかはいただいてなかったかと思います。
○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。
○５番（西山由美子君）　そうしますと議会の方でも増床の話し合いの時も、この増床によって、経営が安定するという状況の件もありましたけれども、でも増床して、その後から今のような、基金があと２年ぐらいしかないとか、そういう切羽詰った調査書の中でご意見がありましたけれども、急にこういう状況になったのか、ちょっとその辺がわからないんですけれども、町としては、ずっとそういうふうに法人の方と、施設側と静寿園の安定経営に向かったやってきたはずなんですけれども、その事業継続を今後するためにですね、例えば、町長の答えの中にありました診断書、報告書の結果、まだ報告書をきちんと精査していないということなのかもしれませんけれども、それを見た中でどういう選択肢があるのか、静寿園をなくさないためのですね、町民にとってとっても必要な施設ですの

で、どういう解決策があるのかということをちょっとここでお聞きしたいなと思います。
○議長（上原豊茂君）　町長。
○町長（菊池一春君）　時間が足りないから、本当はゆっくりちゃんと話ししなきゃいけないんだけど、まず一つはですね、平成２０年代の半ば頃までは順調にいっていた訳ですよ、基金も大体数億円あったんですよ、それが好ましくないと国は言いだしたんですね、介護報酬を下げた。そのことによって枯渇が始まっていく。基金の枯渇がはじまるから、特養としては、うちのみならず、大変厳しい状況に追いやられているというの、これは全国的な傾向です。だからある意味では日本の福祉政策のやっぱり至らなさがですね、それぞれのところに来ているというのは、これは堤議員の質問にも私は答弁させていただきました。そこをちょっと見据えながらですね、じゃどうするのかと。去年の７月だったでしょうか、理事長と来ました。それで見ましたら３千万円足りないと。町長は次の町長選挙にあたって政策として項目と上げてほしいという要請がございました。私はそんな発言はふさわしいことではないと。私が出るか出ないかもわからないのに、そんな話はできませんと。ただ公明党の横山先生が政調会があって講演あった時に、私は公明党の政調会長と横山先生の前で、それから道内のって言うよりも北見地区の公明党の皆さんと、やっぱり介護報酬を上げなかったら駄目なんですという話をした訳ですよ、剣もほろほろにやられましたね。議論にはならなかったというよりも聞く耳を持たないというのが本当のところでした。ということは、町の負担も上げなきゃならないということだから、全国のそういうコンセンサスをとらない限りはそれは無理だという言い方をされましたので、もうこの場では議論してはいけないということで私は引き下がりました。それはたまたま道路のことだとか含めての話でしたから、介護保険なんかの要請に対する話ではありませんでした。で、一つはどうして赤字になったのかという原因です。これは職員の給料を上げたからですよ。全国平均よりもはるかに高い。全道でも静寿園の職員の手当や給料が高い。それを実行してしまってから赤字になったから町に支援してくださいというのは、ちょっと順序違いませんかという話をしました。で、そうなる前に、だとすれば事前に町と協議を重ねて、職員の対応の問題とかいろんなことがあって、やらなきゃいけないんじゃないだろうかと。それをもってただ３千万円をこれから経常的に予算の我々は計上していくということにはならないということを申し上げました。で、これを理事長さんやそういう人たちの話でなくて、事務的に詰めてくださいと。これが現時点の到達点。それで副町長の方からだと思いますけれども、専門の医療福祉のコンサルタントに調査してもらったらいいんでないかということで調査結果が吉岡経営センターという札幌の会社から答申が出てまいりました。やっぱり原因はそういった給料の高さだとか、いろんな問題あると。しかし今これから下げるということになるかと。職員のやる気の問題も含めて。そうすると一定の長期間のスパンの中で経営改善するべきこと。そして町が支援することというのは、もうちょっと整理する必要があるというふうに私たちは捉えました。その意味では、私はですね、職員全体での話し合いが欠けていると思っています。給料の実態も、それから施設運営も含めてどうあらねばならないかということをやっぱり法人が自ら汗をかくべきだとまず一つ。その上で３千万円が適切かどうか、２千万円が適切かどうかはわかりませんが、永久に町に支援を求めているというだけではなくて、５か年なり３か年なりの計画の中で経営を再建させますということを持ってくるのが私は筋じゃないかと思う。これは民間のもの

だったらやっていけません。やっぱり自助努力みたいなところはものすごく必要になっていきます。今、管内で老人ホームが、特別養護老人ホームが今、１自治体１施設があると言われています。一つは直営はほとんど廃止になってきています。そして訓子府町のように法人を行政が一緒になってつくって云々ではなくて、全くの民間委託、こういったこともやろうとしています。で、これは管内の町村長もやっぱり同じように、先般、清里の櫛引町長とも話ましたけれども、非常に悩んでいます。これからどうするか。これは管内、我々も含めた全体がやっぱり真摯に向き合いながら、施設と向き合いながら抜本的な解決、国への要請も含めて改善をしていかなきゃならない時期にそろそろ入ってきたというのが、私の今の心境です。

以上です。

○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。

あと１分です。

○５番（西山由美子君）　こんな大切な問題をこのカウントの中で言うのは申し訳ないんですが、そうだとするならば、改選期でもありますけども、もっともっと施設側と町とのもっと深く入った話し合いをすべきじゃないかなと。次の体制がどうなるかわかりませんけれども、そこに引き継ぐためにも、やっぱりもう少し町民のためにも真剣な話し合いが必要なんじゃないかと思いますので、その辺のところをよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君）　ちょっと待ってください。

町長。

あと３０秒です。

○町長（菊池一春君）　あのですね、真剣な話し合いは続けているんですよ。だから、今、特養がそれらを受けてどうするかというカードを切ったことに対する回答をもらいながら、現実的に計画をきちんと自らが立てるというところに迫られていると私は思います。

○議長（上原豊茂君）　西山由美子君。

○５番（西山由美子君）　わかりました。それじゃ私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　西山由美子君の質問が終わりました。

ここで１０分間休憩いたします。午後２時１０分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時００分
再開　午後　２時１０分

○議長（上原豊茂君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、１番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　１番、余湖です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

パブリックアート事業の今後についてということで教育長にお願いいたします。

平成２７年の「関係空間」の訓子府町への移設に始まった「芸術」への取り組みも昨年

度からはパブリックアート事業」として大きな予算を使い各種事業を繰り広げてきています。そこで、この３年間を振り返り今後の事業展開についてお尋ねいたします。

一つ、一連の事業に対する成果・評価をお聞かせください。

二つ、３０年度の各種事業の予算執行額をお尋ねします。

３番、レクリエーション公園に設置展示している作品についての町民の評価・反応について、どのように感じていますか。

４番、展示物の製作に当たり、作者ならびに作品の決定の経過をお知らせください。

５番、来年度に向けた事業への考え方は。

以上、よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　ただいま「パブリックアート事業の今後について」５点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

平成２８年度に策定した「次代へつなぐ訓子府町文化芸術活動方針」に基づく「パブリックアートによるまちづくり事業」は、武蔵野美術大学と連携を図りながら実施した「彫刻作品公開制作」や「黒板ジャック」など、さまざまなプログラムに多くの町民の方々が参加し、文化や芸術に触れる貴重な機会を得ることができたと考えております。

まず、１点目の「一連の事業に対する成果・評価をお聞かせください」とのお尋ねがございました。

最初に若干、この３年間の事業概要について説明させていただきます。

平成２８年度には、本町出身の彫刻家水本修二氏の彫刻作品「関係空間」をレクリエーション公園へ移設し、移設に際して関係を築くことができた武蔵野美術大学の先生による文化芸術とまちづくりについての講演会と町内の関係者を交えてのシンポジウムを開催いたしました。

平成２９年度には、彫刻作品の制作過程を町民に見ていただく「彫刻作品公開制作」として本町の開拓期をテーマに訓子府小学校の保存樹木ハルニレの倒木を素材にして、彫刻家山本麻璃絵さんが「くわ・くわ・くわ」の作品を制作し、同じ材料を使って町民の方に体験型の工作ワークショップを行いました。さらに、武蔵野美術大学の学生による「黒板ジャック」は訓子府中学校を中心に実施し、対話型作品鑑賞会は一般と中学生を対象に実施しました。

また、子育て中の保護者などが企画して彫刻「関係空間」前で実施したキッズアート体験事業など多くの事業を実施したところです。

今年度は、彫刻家松尾ほなみさんが、石を素材にして町の発展期を表現した「うんま」を公開制作し、関連してテラコッタ粘土で馬を制作する町民向けのワークショップを実施しました。

また、武蔵野美術大学の学生による２年目の「黒板ジャック」は訓子府小学校と居武士小学校、訓子府高校で実施し、さらに対話型作品鑑賞会や訓子府高校美術部への指導も実施しました。

パブリックアート入門講座では、町内にある彫刻作品の作家である北見市の小川研氏の案内と解説によるパブリックアートめぐりを行い、町内にある身近な彫刻作品の理解が深まったと感じております。

また、今年の冬と夏には、一連のパブリックアート事業に刺激を受けた多くの親子が企画した「ふるさとアート体験プログラム」の「行灯づくり」を実施し、ふるさとまつりの行灯パレードに参加したところ、自分たちで制作したアート作品が行灯として映し出された様子に、参加者は大変感動しておりました。

このような事業転用を図った中での「一連の事業の成果・評価」でございますが、パブリックアート事業のさまざまな取り組みにより、町民が芸術を身近に感じたり直接触れたりすることで芸術への興味・関心を広げることができ、人の感性や創造性を豊かにするきっかけづくりにつながったと感じております。

また、公開制作などでは子どもたちはもちろんのこと、大人の方も作品自体に触れることや、作家や学生と直接交流する中で、普段では得られない芸術への理解や楽しみ方が深まったと考えておりますし、芸術を愛する方々からは、大きな支持の声も寄せられております。

さらに、マスコミなどで大きく取り上げられ、本町の知名度アップにもつながっていると感じておりますが、多くの町民の皆さまにこの事業への理解をいただくために、さらに努力をしていきたいと考えております。

２点目の「平成３０年度事業にかかった経費はどれぐらいか」についてのお尋ねでございます。

平成３０年度の事業経費といたしましては、彫刻作品公開制作で１４６万円、粘土工作ワークショップに１３万円、武蔵野美術大学の学生による黒板ジャックと対話型鑑賞会、訓子府高校美術部指導に５３万円、パブリックアート入門講座に２万円、総額で２１４万円でございます。

３点目の「レクレーション公園に設置展示している作品についての町民の評価・反応についてどのように感じていますか」についてのお尋ねでございます。

現在、レクリエーション公園に設置している彫刻作品は、平成２８年度に移設した「関係空間」と今年度設置した「うんま」の２基がございます。

本町のレクリエーション公園は、町民をはじめとして町外から来られる方の憩いの場や遊びの場など、日常とは違う空間としてさまざまな楽しみ方で利用されており、そうした楽しみ方をより幅広くしていくのが彫刻の一つの役割と考えております。

公園を利用されている方々を見ておりますと、子どもたちは「関係空間」の周りで遊んだり、幼稚園の遠足などでは記念の集合写真を撮影し、「うんま」については親子で作品にのったり、馬の話をしたりするなど、自然な形で彫刻作品と触れ合う中で公園をより豊かに利用され、徐々にではありますが公園のシンボル的な存在として役割を果たしてきており、大変好評を得ていると感じております。

４点目の「展示物の制作に当たり、作者・作品の決定の経過をお知らせください」とのお尋ねでございます。

彫刻作品公開制作につきましては、本町の開拓期、発展期、飛躍期、現在、未来という五つの時代区分を５年間の基本テーマとして、武蔵野美術大学彫刻学科の先生に、作家の選考や作品の具体的内容や設置場所の選定などを相談しております。その上で最終的に武蔵野美術大学から作家の方を推薦いただき町として決定しております。

作家の方が決まってからは、事前に作家の方と大学の先生に本町に来ていただき、町の

風景や文化などに触れて作品のイメージを膨らませていただき、その後、具体的な作品の打ち合わせ、スケッチや模型の提案をいただき、制作する作品の内容を決定するという経過でございます。

五つ目に「来年度に向けた事業への考え方」についてのお尋ねでございます。

公開制作の３年目のテーマとしては、昭和２０年から６０年代頃の時代区分であります本町の飛躍期をテーマにお願いする予定でございます。また、武蔵野美術大学の学生による黒板ジャックは全ての学校の黒板に絵を描くことができましたので、次年度は鑑賞から制作に発展をさせ、楽しみながら子どもたちと大学生による工作ワークショップによる作品づくりの他に、町民が芸術に親しむアート入門講座や体験学習などさまざまな事業を展開してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました５点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　はい、ありがとうございます。長々と本当にすいません。たくさん書いたんで、たくさん答えてもらいました。まず、ちょっと順番、前後するかもしれませんが、再質問させていただきます。

一連の事業に対する成果・評価をということで、最初にお聞きした訳なんですけども、お答えといたしましては、２８年から２９年、３０年と今年までいろいろなことをやってきた中で、一応、一応といいますか、町民が芸術を身近に感じたり直接触れたりすることで芸術への興味、関心を広げることができ、人の感性や創造性を豊かにするきっかけづくりになったと。これがこの３年間のというか、町民に対する効果というか評価というか、そういうところかなと思いますけども、私は申し訳ございませんけども、１回も参加したことがないんで、ただ彫刻制作とか、木彫の制作とかには興味がありましたんで見させていただきましたし、できたものも見ていきましたけども、これ今回こうやってお聞きしたっていうことは、この感じ方の違いかもしれませんけども、町民の方の中で「やっていたんですか」って、パブリックアートっていうのは、こうやって今回もこういうふうにパブリックアートということで質問を書いてあれすると、「何やっていたの」という意見が漠然とした中で、まず多いのは確かなんです。そこら辺の感覚というのは、どういうふうに感じていますか。要するに中身の話じゃなくて、そういうパブリックアート事業というのをやっていたということが、ですから全体やっていたということもわからなければ、中身何やっていたかもわかんないという町民が多いんじゃないかということも、ちょっと感じているんですけども、そこら辺はどうでしょう。

○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　今、余湖議員の方からパブリックアート事業、アートタウンプロジェクトということでやっていたことが、なかなか町民の方に知られていないんじゃないかというような意味合いのご質問だったかと思います。私どもの方では、できるだけまなべるやそれから町の広報、ホームページ、それからマスコミ等にもご協力をいただきながら、この事業についての事業の紹介、ＰＲをさせていただいております。新聞折り込みにも何度かさせていただいているような中で、でき得る限りの媒体を使ってですね、町民の方に事前の周知、それから事後の周知、広報には９月号にはカラー刷りＡ３両面で

やっている様子を周知をしております。それからホームページ等でもこういった資料や学生がホームページ上に載せたもののアドレスを載せたりということでですね、でき得る限りのことはやっておりますので、その辺、ご理解を願いたいなと思います。今後も一層努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　努力をしているというか、すごくよくわかります。私も行動はよく見ますし、まなべるも見ますし、ただそうじゃなくて、まだ一方通行で、一生懸命やっていますよ、これもやりました、あれもやりました、これもやりましたっていうことはよくわかるんですけども、実際にじゃ反応はどうだったんですかと。そういう検証的なことというのは、まだね２年か３年、丸っきり３年目といいましても３年じゃないですけれども、２年間こうやってやってきたことに対しての町民の反応を直接聞けるような報道というのは今後考えませんか。

○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　参加した方々からの感想など、それあと学校などでは学校だよりや何かに子どもたちや先生方の感想が載ってですね、そういったものを私どもも反応として受けさせていただいています。今年度ちょっとアンケートみたいなことはちょっとできなかったのですが、今後はですね、アンケートなどをとりながらですね、でき得る限り参加していただいた方のですね、声や何かの反応をこちらの方も事業に生かしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　今アンケートというお話も出たんですけども、やはり参加した方というのは、もちろん興味があって参加するんですし、やるときっといろいろ面白いんじゃないかと思います。私はやったことないにしろ。はたから見てもきっと面白いんじゃないかと思います。ただ実際にはそれがもちろん本来の目的からいくと、徐々にそういう芸術の精神を育てていくんだということが本来なんでしょうから、少しずつ増えていけばいいというようなことかもしれませんけども、やはりこれは何百万円というお金をかけながらやっていることですので、もちろん長期的展望の中でやっていることはわかりますけども、やはり今年かけた２００万円に対しての、やはり町民の方にやっていない方にも理解をいただけるような行動というのは必要じゃないかと思うんですよ。だからそれをやらないから何やっているのというような話になるのかなというように思います。ですからアンケートにしても参加した方にとるんじゃなくて、やはり参加していない方にも知ってもらうためにも、どこまで知っているんですかというようなことも対象にするためなら全町アンケートとか、そういうようなことまで考えてほしいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　ただいま、全町アンケートというようなお話もありましたが、なかなかこう全町アンケートとまでいきますとですね、大変時間等もかかるということもありますので、その辺につきましては、今後検討させていただきたいなと思っております。現在できる限りの参加者ですとか、それから各種会議等でもですね、ご意見をい

ただきながら、また学校の先生方からもご意見をいただきながらですね、いろいろな今後の事業にも組み立てにですね、反映をさせていきたいと考えておりますのでご理解願います。
○議長（上原豊茂君）　教育長。
○教育長（林　秀貴君）　ただいま、参加する方だけが、そういうことでの意見反映じゃなくて、参加されない方にもその辺のところもというお話だと思いますけど、なかなかちょっと興味、関心という部分で芸術文化というのは、なかなかそこに関心が向かない部分もございますけど、そこをこの事業の中で、そういうところで身近なものに感じていただくということが私たちのまず狙いでございますので、成果として何人参加したからどうだっていうのは、いろいろありますけど、その辺のところを含めながら、より興味、関心をもってもらうように、私どもはさまざまな媒体を使いながら、みなさんに直接ふれあっていただくような機会もこれから作っていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたしたいと思います。
○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。
○１番（余湖龍三君）　大変、訓子府町は媒体を使うのは上手で、本当に黒板ジャックにしろ、他の彫刻のあれにしろ、テレビの類をよく使いまして、他のこともそうで、この間もリコーダーのことも出てましたしね、本当にいいルートができているなと思います。ですからあれによってね、町民が知ることっていうのはたくさんあって、本当にそれはそれで大変いいことだと思います。ただこのパブリックアート事業というのは、次の質問の中にも入っていっちゃうんですけども、まず関係空間を２８年に移設した。あれについて、じゃあの関係空間というものの芸術性の把握というか、私は今でもわかりませんけども、あれに対する町民の個別の評価というのは、じゃどれぐらいみなさんわかっていらっしゃるのかなと。私は少なくても町民５千人で１千人にも聞いた訳でないですけども、何百人かの方とは話した時にはあれを芸術、あれが芸術作品だから芸術作品であって、あれが何を意味するのかはわからないという町民の方が、逆に言うと本当にあそこをよく通る方がサイロを半分に切ったものはなんだと。私によく言いますそうやって。ですから、その芸術性をわかってもらうための努力はやっぱりしなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよね、それとこれも次に入っちゃう、もういいですね、去年の「くわ・くわ・くわ」、あの芸術性はどこにあるのかなと。私は開拓期の、もちろんそういう鍬のイメージなのかなと思って、ああこういう鍬があったんだって、それはわかりましたけども、あれが本当に芸術を育てる上での、あの作る過程を見てもらうことの意義というのはよく感じるんですけども、あのできた作品に対しての芸術性というのは、どこで感じればいいのか、わかるんでしたらちょっと一言教えてほしいなと思うんですけども。
　それと今年の「うんま」ですか。意識というか、あの馬というものに対する気持ちはすごくわかりました。なぜあれを選んだのか。ただあの作品を見た、この噂は私も思っていますけども、ある町民の方は言いました。あれは「馬なのか」と、俺はカバかなと思った。これね失礼な話として言っている訳じゃないんですよね、作者を誹謗するとか、そういう話じゃないんでよ、そうじゃなく本当にあれを見た時に、普通の一般の方は前から見なかったら馬だとは思わないですよ、本当に後ろから見たり、ちょっと斜め横から見るとカバを作ったのかなと。サイを作ったのかな、顔を見てはじめて馬だとわかる。私はそういう

町民の方の声を聞いて、私もちょっとそう思う場面もあるんで、じゃちょっと申し訳ないけど、今回いい機会なんで、その３作品に対する芸術性を教えてください。
○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。
○社会教育課長（高橋　治君）　個々の作品の芸術性については、それぞれの皆さんが感じる感じ方があるかと思います。私一人の考えをこの公式な発言ということではお話はできないと思いますので、私見ということであれば述べさせていただきたいと思います。まず一つ関係空間につきましては、例えばサイロを半分に切った、そういう表現でも全然構わないと思います。じゃ他の方はあの斜めはどうなんだろうかとか、このステンレスの壁はどうなんだろうかと。そういうことをお互いに話し合いをしながら、ものの多面性ですとか、もののいろんな面を見ていただいたりということが感じ取っていただければ、それがこの芸術作品の価値じゃないかなと思います。それを例えばいろんな評価がございます。国際的なコンクールで賞を取ったとか、そうじゃないというのは、それはそれぞれの審査員の方なり、それぞれの国や地域が評価することですので、なかなか私、そういうものにはたけておりませんので、一概には何も言えませんが、ただ一つとして、水本修二さんにつきましては、そういう芸術のコンクールで高い評価を得て、国のお金で２年間にわたり海外へ行ってきて、それを基に武蔵野美術大学での教鞭（きょうべん）を長くとられてという事実しか述べられませんが、そういうことです。
　二つ目の「くわ・くわ・くわ」でございますが、開拓期の作品をということもありました。いろいろなやり取りの中ですが、例えば開拓以前からあるハルニレの木を荒々しく削ったことによって開拓期の荒々しさ、非常に大変な、いろいろ作者とも話をしましたが、なぜこれきれいに削らないんですか、チェーンソーの跡をとるんですかと言ったら、開拓期のそういう激しさ、荒々しさを表現するために、こういうふうに荒々しくやっているんだというお話をされていました。やっぱり鍬は開拓期になくてはならないものということで、それがこの１２０年の間で今中心の作物になっている玉ネギとかってことを上に結実をさせたというお話をしておりました。その荒々しさ、それから激しさをですね、この芸術作品に表現したんじゃないかなと思っております。
　「うんま」については、カバと思われても全然いいかと思います。でも前から見たら馬だったと。私はあの無骨な太い荒々しさが、あの太い馬がですね、開拓期の、戦後もですが、馬による耕作を激しく、で、馬を大事にしてたということも含めてですね、この馬の作品を作っていただいたんじゃないかなと思います。
　いろんな見方があると思いますので、その見方をですね、いろんな方があの場でぜひ余湖議員もあの場に行っていただいて、そういう方とですね、語り合っていただいて、それが芸術を深く読み取るとか見るとか芸術の目を養うということじゃないかなと思います。
　長くなりましたが以上です。
○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。
○１番（余湖龍三君）　高橋課長の個人的見解とは言え、うまくまとめられたなと思いますけども、それはわかりました。ただ本当に、じゃそれはそれでもいいんですけど、やはりそういう気持ちをそういう見方もしてくださいねってね、やはり町民の方に言って、それでどうでしたかと、そこまでやってもらうことによって一つの広がりというのは広がるんじゃないかと思います。私も別にこの事業が駄目だって質問している訳じゃないんでご

理解ください。ところで先ほど具体的な執行額というのをお聞きしたんですけども、作品の公開制作、要するに「うんま」を作ったことに対する１００万、予算では１００万円程度の予算を組んでいたはずなんでけども、１４５万円ぐらいというふうに、この大幅に増えたということはどういうことかなと。それによってどっかが減らされたんだ、もう総額が大体予算執行額どおりですから、それでどこで減らされたのかなというと、どこなんでしょうねこれね、運搬費とかみてたやつがなくなったのかなとか思うんですけども、そこら辺の予算のちょっと組み方が変わったことに対する説明をお願いします。

○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　運搬費等も含めての数字でございましたので、ちょっと簡略的にお話をさせていただきますと、運搬設置費ですね、これで約４０万円ぐらいです。

それから石の材料、札幌軟石という石ですので、材の取り寄せ等について５０万円ぐらいということになります。それから作家の方にとかのお支払の分ということで滞在期間が長くなりましたので３６万円ぐらい。それから事前の打ち合わせで１２万円と。あともろもろと消耗品がございますので、その合計が１４６万円ということでございます。この部分だけでよろしいですか。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　数字のことは、ちょっと違ったんでお聞きしただけの話でございますけども、石についてですね、札幌軟石というのが彫刻に合うからそういう石になったのかって、これなかなか地元の石でとかって話にはならなかったんですか。一つ。

○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　地元の石ですね、私どもも最初そういうふうに実際したかったというのは事実です。例えば大谷の方に見に行ったりとかですね、訓子府石灰に相談をしたりとかですね、近隣の、美幌の方に軟石のあるというような話を聞いて確認をしたりとかしたんですが、どうしても彫刻に合う、それから耐久性のあるものがですね、難しいということもありまして、最終的にはいろいろな方と相談をさせていただいて、札幌軟石ということで選ばせていただきました。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　やっぱりこれは技術的なこともありますけども、これ一つでやはり訓子府でね、出てきた石を使ったものを何かやってくれればというのは一つありますよね、やはりそういうとこの関連性とか、もちろん札幌軟石を使ったばっかりに運搬費用がかかった、最初に四角く削るためのお金もかかったとか、そういうことがいろいろあるんじゃないかと。お金のことは予算のことですからいいんですけど、やはりそういうせっかくやるんでしたら地元の石をとか、石なら石をとかね、いうこだわりを持ってもらうと、これからの事業についてもいいんじゃないかと思いますけども、それは今度の仮定として考えていただきたいと思います。

次、お聞きしたいのはですね、展示物の制作にあたった作者と作品の関係を聞きたいんですけど、これちょっと私ちょっと違っていたら言ってください。一番最初にこれを考えた時には将来ある学生の作品を作って町にそういう展示をするというお話じゃなかったですか。いかがでした。

○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　基本構想、芸術文化活動方針の説明等の時にはです、予算の時には、そのようなお話をさせていただいたのは事実でございます。ですが話を進めていく中でですね、訓子府町のこの事業への思いとかですね、重さをですね、大学側がですね、このままでいくとなかなか学生、現役の学生ではちょっと荷が重いと。厳しいということで大学を卒業した者、２年続けて大学院を卒業して武蔵野美術大学の助手的なことをされている方、２年続いておりますが、そのようなレベルでないとなかなか訓子府の期待には応えられないということで、学生からそのような方に変更になっております。
○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。
○１番（余湖龍三君）　それって結構問題かなと思うんですよね、違うんじゃないかと思うんですけどね、将来ある学生を育てるというようなことが最初にあって、それに対して予算を付けて、将来ある若者の製品を残すんだという話でいったのかなと思って、本当言うとこれ去年から思っていたんですけども、去年、山本さんが来て、公民館の裏で作り始めた時に、私は「あれ、山本さん学生なんですか」と聞いたら、「いや、私は講師です」と。「プロです」という話でした。それで彼女自身の「私はこういう作品を作って講師という仕事をしながら作品を作って作品を出しているプロなんですよ」という話で、ああそうなんだという話で、１年目のことはそうなのかなと思って、ただ今年来た松尾さんにも聞いたら「いや、私もプロですよ、講師ですよ」と。「こういう作品、石の作品が専門で作品を販売して生活をしていますよ」と。そういう話だったんで、これこれからもどうなんですか。プロ、はっきり言ってプロですよね、もうね、講師ですから。将来ある若者、大学生を育てるという趣旨とはちょっと違ってきているような気もするんですけど、今後の方針としては、それならそれでいいんですけど、説明してください。
○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。
○社会教育課長（高橋　治君）　先ほどの大学生というお話をさせていただきましたが、ちょっと訂正をさせていただきます。大学院生などをということで当初予定をしておりました。実際プロではないかというお話でございますが、お二人とも２０代というか若い方でございます。なかなか芸術の世界では２０代はまだ卵にもなっていないような方でございますので、今後の育成という意味で大学とも相談をさせていただいて、このような人材にさせていただいていました。今後につきましては、また大学側とですね、相談をさせていただいて、できるだけ若手ということでは選ばせていただきたいなと思っておりますが、諸事情もございますので、今年のような助手の方とか、独立をしていますが、副業を持っている方などの選択になるかもしれませんので、その辺はご了解いただきたいと思います。
○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。
○１番（余湖龍三君）　終わった話なんで、わざわざこれからいうのはないですけど、ただね、ちょっとそういうとこで気が付かない我々も悪いんですけども、ちょっと違うのかな。大学院生ともまた違いますよね、講師ですからね、もうね、これはもう彼女たちは立派に自分の作品を作って売っていますんで、それはそれで違うんじゃないかと。そこでちょっとお願いがあるんですけども、お願いといいますか、やはり、どうなんですかね、去年の「くわ・くわ・くわ」にしろ、今年の「うんま」にしろ、彼女たちの意向というのは、どうなんでしょうね、鍬を作りたいというか、鍬の時は、私はこの材料を使って鍬を作ってみたいんだと。要するに開拓期の話でいけば、そういうものを作った方がいいと思うん

だという主張があったのか、今年の松尾さんにしても、躍動期、何でしたっけ、なんとか期に対して、この馬というものがいいんじゃないのかと。本人の中でこんだけの大きい馬を作りたいと。そういう意向があったのかなと、ちょっとね、私としては疑問です。彼女たちの作品を見てると、こういうものを作り出す作品性じゃないんじゃないかなとちょっと思っていますよね、山本さんの作品、他の結構人気のある作品を見ても、ああいう鍬みたいなものを作っている作家じゃないですよね、松尾さんにしてもそうですよね、作品を見るともっと小さいものが専門ですね、これそういうようなとこで、要するにいい作家が、作家というか、そういう方を使って応援するんだということは大変いいと思うんですけども、それを制作にあたって、制作、何かを作ってもらうにあたって、その作者の意向というか、作者のいいところをきちんと取り上げているのか、それともやはりね、町の方で、やっぱりこういうものがいいんですよねと言ってしまったのか、そこら辺のところが非常に疑問を感じるんですよね、そこら辺は過程としていかがでしたか。

○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　作品、公開制作の作者の意向はどうだろうかというご質問だったかと思います。昨年の「くわ・くわ・くわ」でございますが、彼女の作とどうだろうかというお話ございました。基本的にテーマがございます。最初に上げました開拓期ですとか、発展期ですとか、五つの時代区分に分けてというのが大きな前提でございます。それに基づいて大学側、それから作家側とですね、協議をさせていただいています。大学や作家の方は、この訓子府の歴史的背景ですとか、そういうものは全くご存じでないので、こちら側からいろいろ資料を送ったり相談にのったりというようなことで、どういう作品にしようかという協議をしております。最終的についたのが、では最終的には開拓の最初の鍬ということもあるので、この事業の第一歩ということもあるので、鍬を入れるということで鍬にしましょうかというのがお互いの話し合いの中で決まってスケッチなどを出していただいています。今年の「うんま」につきましても開拓期、鍬から次は馬だねというようなことにすんなりいった訳ではございませんが、いろいろと資料を提供したり、こちらの現地に来ていただく中でですね、先ほど言いました歴史的背景をお話をしたり、歴史館を見ていただいたりという中で「うんま」というようなことに決まったという経過でございます。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　その作品を作るにあたって、こちらから、もちろん向こうの方はわからないのでこちらからいろいろな資料を送った中で作品を決めたんだというお話で、それ以上を突っ込むところはないような気がするんですけども、やはり、ただその中にやはり鍬にしろ、馬にしろ、それでよかったのかなって、ちょっと私としては思っています。それが本当に作者の意向であれば、その作者を選んだことに対する中傷になりますから、それは言いませんけども、やはり来年はですね、次が何になるのかわかりませんけども、きっと来年もやると思うんですけどね、展示物作るんじゃないかと思いますけども、本当に作者の、この人だからこういう作品ができたんだというものをきっと目指していただきたいなと私は思うんですよね、知らないから、ああこの人方はこれぐらいの作品を作ったんだと思うんじゃなくて、その人をやっぱり私みたいにちょっと調べちゃうと、これちょっと違うんじゃないかなってちょっとそういう気持ちが出ちゃうんですよね、だからそこ

ら辺、彼女たちが何年後か、今年も来ましたけどもね、来た時に私はあの作品作ってよかったと言ってもらえるようなものというのは、やはりこちらから本当に大きな目標というか、その時期だけは、方向だけは話して、作品というのは、やはり逆に向こうから提案してもらうような形が彼女か彼氏になるかわかりませんけども、必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（上原豊茂君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　公開制作の彫刻の制作の過程にあたってのお話なんですけど、高橋課長からお話しているように、うちとしては五つの時代のうちの町の時代背景の中の五つをテーマの中でやっていただこうということで、この事業始まっております。その中で作家の方、本町出身でございませんので、やっぱり私どもとしては、本町にふさわしいものとか、風景や文化、歴史の中で、うちの町に合ったものを作っていただきたいということでテーマを提供しているということで、それで資料や写真やものを事前にお送りして、その中から作家の方から、例えば鍬がいいんではないかとか、それじゃ開拓時代の実際上、農耕馬として使っていた道産子である馬がいいんではないかというお話の提案があって、作家の意向を捉えながら私たちの意向というのが含めながら今の作品を作ったという過程でございますので、私どもが一方的にそういう部分を作家の方を無視してということございません。また、やはり作家の作品に対する愛着もございまして、昨年の山本さんは今年また本町に来て自分の作品だったり、後輩である松尾さんの作品公開も見ながらですね、先輩としてのいろんな訓子府町のことも含めて助言をいただきながらやっておりますので、それらの方もご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　ぜひ数十年後に作った作者が満足できる、よかったな、訓子府であれを作って、展示してよかったなと言えるような、自分の気持ちに合った作品が作れるようなバックアップをしてあげたほうがいいんじゃないか、訓子府に合う、合わないというのは、もちろん歴史的なもので、そういう方向性で合わすんであって作品の具体的なものについては、やはり作者の意向を大事にした中で将来につながるものを作ってもらうようなことを考えていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

　来年のことをちょっとお聞きしますけども、黒板ジャックは先ほどのお話の中で大体終わったんじゃないかというような表現がありましたけども、それに替えてワークショップ等を増やしていくというような方向ですけども、これについては黒板ジャックの予算を来年度に、そういう方に向けてでも大体全体的な予算規模というのは同じことで考えているんでしょうか。

○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　次年度の予算規模、今、予算策定中ですので、詳細はなかなかまだ決定ではございませんが、大体今年度規模で来年度も推移していきたいと考えています。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　予算は今考えているんでしょうから、使い放題、使い放題と言ったら駄目ですよね、使い方は自分たちで考えて組んでいくんですからいいんでしょうけども、やはり少なくても年間二百数十万円のお金を使うということの大事さというか、です

からそういうことから考えますと、先ほど最初から言っていますような評価に対する、評価といいますか、良いにしろ悪いにしろ、やはり町の町民全体からの評価を得れるようなことの大切さというのはあるんじゃないかと思います。先ほども言いましたように参加した人というのは、やっぱり良かったねと言ってくれると思いますよ。おもしろいと思いますから。私も今年、何でしたか、あそこで馬を作った、あの展示を見ても、ああこれをやった子どもたちというのはきっと楽しかったんだろうなと思いますけども、それでもたかだか十何人ですよね、だからそれが少なくても来年は５０人とか１００人になったら、きっとその親もある、そして広がりが全然違ってくるんじゃないか。だから行事をやって５人、１０人、はっきり言うと、あまり多くないですよね、アートタウンプロジェクトの参加者というのは。やっぱりここら辺がもう３年目ですから、やはり一つの事業をやった時に最低でも５０人や６０人、子どもたちですから、やっぱりそれぐらい集まって、わいわい楽しくやれるようなものを、今、去年、今年を見ますと１０人とか２０人とかの世界でやっているんじゃないかと思うんで、そこら辺のことをやっぱり５年計画しているから５年がいいっていうんじゃなくて、やはりもっともっと発展性のある中でやってほしいと思うんですよ。

それでもう一つ聞いておきますけども、今年は北見の先生の、彫刻家の先生の作品の町の中を回った中でワークショップみたいな、理解をするための何かやりましたよね、あれ以外にもまだありますよね、訓子府ってね、作品がね、あの先生以外にもたくさんありますよね、やっぱりせっかくそういうこと考えると、２年目だからと言われると別かもしれませんけども、やはりもう本当に何回でもいいから町内にある全てのものがもっともっと皆さんに興味を持ってもらえるような事業の組み方、それと先ほど言いましたように人数の参加がなるような方向性、そこら辺のところを具体的に考えていましたらお願いします。

○議長（上原豊茂君）　社会教育課長。

○社会教育課長（高橋　治君）　発展性を築くようにというご質問、ご意見だと思います。まず参加者の関係ですけど、なかなか一人の講師でいっぺんに５０人というのは、なかなか難しい話ですので、定員を決めたりとかしております。大体１０人から、ものによっては２０人ぐらいというが可能な範囲だと思っておりますので、回数を増やすなどしてですね、今後できる範囲で拡大をしていきたいなと思っております。今年、小川研さんですね、北見市在住の小川研さんの彫刻作品のパブリックアート巡りということですが、今回、小川さんの作品ばかりじゃなくてですね、それこそ訓子府小学校にある子どもの像ですとか、二宮金次郎も含めてですね、それから銀河公園にあります鉄道の車輪も含めてですね、ほぼ全部を回らせていただいてですね、小川さんから解説をいただいたりということをしております。次年度もですね、なかなかこういう機会ございませんので、実施をしていく方向とですね、小川さん町外にも作品がありますので、参加された方にはぜひ小川さんの他の作品も見てみたいということですので、町外の方にも含めてですね、足を向けていきたいなと考えております。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　お金の話をすると、またお金の話になっちゃいますけども、二百数十万円の予算をまた来年もそれは約束事でやっていますんで、きっとみるんでしょうけども、やはりそれが効率よく、将来に芸術の芽を今の子どもたちから将来に向かってとい

うことで始めた事業であって、今日、明日で結果が出るとは思いません、もちろん、思いませんけども、やっていることの理解を得るということの必要性はあると思います。ですからきちんと、確かに今年もこんだけ四つ、五つの事業をやって、予算を執行していますけども、それがいかに町民の方の中に評価をされるぐらい、いいにしろ悪いにしろ評価をされるぐらい、やっているんだってわかってもらえるような体制と、その結果がよいにしろ悪いにしろ、聞けるような評価をもらえるような体制というのは、やはりこういう事業というのが大事だと思います。そうやって積み重ねていく中で、きっと将来素晴らしい芸術家が出るんでしょうから、よろしくそこら辺の方向性をお願いして、質問を終わりますけども、教育長、最後にお願いします。

○議長（上原豊茂君）　教育長。

○教育長（林　秀貴君）　確かに芸術文化ということで、なかなかこういう小さい町にあって、こう直接そういう芸術性の高いものに触れる機会が少ない部分もあって、特に武蔵美大の連携事業の中で、そういう触れる機会を本町の中でも一昨年度から今進めているところで、一つの例で先ほど申し上げたように、こういうやっぱりその芸術や文化に触れることによって、町民の方から自らこういうことをやっていきたいとかって企画が、やっぱ私たちは種をまきながら、そこを町民の中で花を咲かせていただくような事業展開をこれからもしていきたいと思っていますので、いずれにしても多くの町民の皆さまがこういう事業に参加され、直接触れながら機会の提供等、またそういう芸術の人材育成に向けてこれからも努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君。

○１番（余湖龍三君）　ここにいる議員じゃなくて、町民にご理解いただけるような方向性で活動していただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（上原豊茂君）　余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで午後３時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５５分
再開　午後　３時　５分

○議長（上原豊茂君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、３番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　３番、西森です。通告書に従って質問をいたします。

後継者のパートナー対策について。これは農業に限らず、町長にお伺いをいたしたいと思います。

本町の人口も５千人を切る現状となってきました。約１２０年前開拓が始まり、現世代そして次世代へのバトンタッチも日々引き継がれ、訓子府は開拓来、農業の町として発展してきました。

街並み整備が進み、きれいな街になりましたが、反比例するかのごとく人口減の波が押し寄せてきて、加えてモータリゼーションの発達と共に近隣の市にある大型スーパー、量

販店へと客足は向き、商店街の衰退が目につき、人の歩いていない街となりつつあります。
しかし、訓子府に住み、商店経営や会社員、企業に勤める若者たちも数多くいます。
ここで課題となるのは、訓子府町を担う後継者のパートナーの問題であります。人口減少に伴い町内在住の女性の数が少なく、後継者のパートナーの対象となる女性も少ないというのが現状です。
後継者問題についての現状分析と対策をとるべきと考え、次の点について伺います。
一つ、農業後継者対策について、今の対策でよいのか伺います。
二つ、専属の専門員（コーディネーター）を置くべきではありませんか。
以上の２点お伺いいたします。
○議長（上原豊茂君）　農業委員会会長。
○農業委員会会長（坂本　稔君）　ただいま「後継者のパートナー対策について」２点のお尋ねがありました。この農業後継者のパートナー対策につきましては、平成２年度から農業担い手対策推進協議会で進めていることから、私の方から回答させていただきます。
１点目の「農業後継者対策について、今の対策でよいのか」のお尋ねでございますが、このことは、農業を存続させる重要な課題であることを十分に認識しており、協議会の事業として、パートナー事業、実習生受入事業、婚活事業を実施しているところでございます。
その中で、パートナー事業では、その年度にご成婚されたカップルを対象に激励会を、ＪＡ青年部等が実施する出会いの場を目的とした交流会への支援、ご結婚されて間もない女性を対象に座談会の開催、農業青年を対象とした講演会・研修会等を行っております。
実習生受入事業では、本年度の受け入れ実績はございませんが、農業体験畑作実習生の受け入れ、高知県農業高校生の受け入れ事業を行っております。
婚活事業では、平成２８年度からの取り組みで、本年２月の開催に続き、先月、男性女性各５名が参加し、本年度の事業が終了したところでございます。過去２回のイベントでは、お互いに連絡を取り合う「カップル」は数組ずつ誕生しており、今後の推移を見守りたいと考えておりますが、協議会といたしましては担い手相談員を中心に男性からの積極的なアプローチを促す取り組みを進めております。この事業につきましては、にわかに成果を表わすことが難しい部分もございますが、他の町のこれまでの事例では、婚活事業を通じ２年から３年後に成婚、または参加男性が別のイベント等に積極的に参加し成婚するケースがあると伺っております。本協議会の婚活事業も始めたばかりでございますので、現段階では、温かく見守っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
２点目の「専属の相談員（コーディネーター）を置くべきでは」とのお尋ねでございますが、農業担い手対策推進協議会では、１０月に婚活事業に関するアンケートを行っており、農業担い手の対象者は本年１０月時点で６６名となっております。その内、７名の方から今の時点では「参加したくない」との回答がございました。残り５９名の内訳では、平均年齢は３７歳２か月、さらに経営主が３９名と多く占められております。
このように、年齢構成や考え方にも幅がありますが、現在、協議会では、年上の方を優先した事業展開を進めている関係もあり、担い手相談員の委嘱にあたっては、農業のおかれている事情に詳しい先輩である農業者の方、６名にお願いしている状況にありますこと

から、当面は、この陣容で事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、２点のご質問にお答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　ただいま、農業委員会会長から答弁をいただきました。関係各位の並々ならぬ日々の努力に心から敬意を表するところであります。

しかし、現状では非常に農業委員会は忙しい、その忙しい中で、今後ますます遊休農地問題や本来の業務で大変な量に私は思えてなりませんが、そこら辺はいかがですか。

○議長（上原豊茂君）　農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本　稔君）　農業委員会の業務と担い手対策推進協議会の業務とは別な業務でありまして、農業委員会の農地の流動に関しては農業委員会の業務で、ただいま行っているところでございます。農業後継者のパートナー対策につきましては、担い手推進協議会の相談員が中心となって現在行っておるところでございます。しかしながら、６名の相談員が今おりますけども、やはり農業をやりながらということで一番事情に詳しい立場ではありますけれども、やはり仕事面ではかなりきついというのが実態でございます。今後、今、議員がおっしゃられますようなことをですね、十分検討してまいりたいと思っておりますので、何卒、先ほどの説明のご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　業務が別で担い手相談員と農業委員は別にやっているということでしたが、会長はどちらにも顔を出しているということは非常に大変な業務だと思います。ただ一つ、これ確認しておきたいんですが、特定非営利法人の北海道マリッジカウンセリングセンターというのが以前あったように私は思います。今もあると思いますが、その組織がありまして、これ全道結婚相談員研修会というものを１年に１回、札幌あたりで開かれて、情報交換や婚活アドバイスなどの研修が以前なされておりました。私も以前、相談委員をやっていました関係上、非常にこれはいい研修だなというふうに思ったことがありましたが、現在このマリッジカウンセリングセンターの業務というのは、どういうことになっているかお聞かせ願いたい。

○議長（上原豊茂君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君）　マリッジカウンセリングセンターについて、私の方からご説明します。ここ数年、利用の件数が非常に少なくなったということもございまして、昨年度をもって事業を終了し、事業の整理期間として６、７月ぐらいまで行っておりましたが閉鎖となっているところでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　今、事務局長より利用件数が減って事業が終了したという回答をいただきましたが、非常に北海道で１か所のＮＰＯ法人ということで、大変、これ北海道中の農業後継者に対するいろんなアドバイスを発するところだったということで、非常に今聞きまして残念に思います。

それではもう一つ聞きたいんですが、これも公益財団法人で北海道農業公社がここに農業公社の中に置かれている北海道農業担い手育成センターというの、これ確か公益的な組織だと思うんですが、これは毎年全国のグリーンアドバイザー研修会というのをこれも開催しております。これの現状も一つお伺いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君）　農業公社の方で進めてございます担い手育成センターの方なんですけれども、こちらの方も以前は農業体験やなんかのいろいろ斡旋や仲介等もしていただいたんですけれども、今、ネットの時代で直接申し込まれるところが多くなってきて、その業務等も非常に縮小されてきているような状況です。毎年１１月に議員言っておられるようにグリーンアドバイザーの研修等ございます。本年につきましても、ご案内差し上げたところなんですけども、ちょっと他の行事等もぶつかった関係から、うちの相談員の方からは出席はなかったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　それでは、この農業公社がおいている担い手育成センターはまだあるということらしいんですが、これが掲げている研修目的というのは、この道内市町村において、農業後継者の結婚相談や出会いの場作りなどの後継者の結婚支援活動に取り組んでいると。結婚相談委員としての日常活動を支援するとともに配偶者対策の効果的な推進を図っているんだと。非常に公的機関としては、各市町村がよりどころとする、これ機関だと思います。ぜひ、こういう機関をもっともっとやっぱり使うべきでないないのかなというふうに思いますが、これ訓子府町は毎年何名か派遣しているんでしょうかね、お伺いします。

○議長（上原豊茂君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君）　こちらのグリーンアドバイザーの研修につきましては、毎年、先ほども申し上げましたように１１月に行っているところでございます。相談員さんの中で都合のつく方等々に参加してもらっております。例年２から３程度参加しておりますが、今年たまたま行事等重なって参加できなかったという実態でございます。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　ぜひ、今年も、これからもこういうところに派遣をしていただいて、現状、今やっぱり全道でどういうことになっているのか調査してもらって、それをやっぱり訓子府の町にも生かしていただければなというふうに思います。

それで次に、この担い手相談員が行っております婚活、今年も婚活をやったそうです。非常に今の時代に合った、非常にいい冊子を作っていただいて、東京、大阪あたりに配布をして婚活、合コンをやったということがここに出ております。昨年度もやっていると思います。ここに昨年度、それから成婚率、若干出ているんですが、今までこういう取り組みを町がやってきて、担い手相談員がやってきて、何組マッチングしてペアリングして成婚まで至ったか、成婚まで至らないにしても、どれだけの合計でペアリングまで、交際までいっている件数があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君）　今、議員からお尋ねのありました婚活事業につき

ましては、今年の２月と先月１１月の２３から行ったところでございます。今年の２月につきましては１０名が参加し、先月の１１月には５名が参加しているところでございまして、２月のときにつきましては、一応６組４名の方が一応カップルになって、カップルといいますか、連絡を取り合える関係になってございます。１１月につきましては、２組の方がそういった状態になって現在進行中ということになってございます。今年の２月につきましては１０名の方が参加しまして６組の方のカップル、女性の方、男性の方、それぞれ２名ずつ指名することができるもんですから、６組の実質４名の方がカップルになったという状況ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　６組４名といったら非常にこう微妙な数字で、どんなことになったのかなって非常に心配なんですが、２月に１０名６組の４名と。１１月に５組の２名と。非常に人数においては非常に高い確率でマッチング、ペアリングができているんだなというふうに思います。ただ、いろいろ聞いてみますと、合コンに来る都会からの女性は非常に人生最後をかけて来ると。これを逃してはもう結婚はできないのかな。どうせ結婚するんなら北海道の農家の資産持っている、おやじが死んだら、土地から財産入り込むような、いい農家に入ろうかなと思って意気込んで来るそうです。女満別空港あたりに行きますと非常に意気揚々として来ますが、実際やっぱり合コン見てみますと、きれいな子に殺到するんですね、やっぱり。男子、こっちの息子たちがやっぱりきれいな子に殺到する。女性にしてみれば、いい農家、非常に経営規模が大きくて立派な経営をやってて、今風のイケメン、非常に今風のイケメン、昔のイケメンじゃないないですね、今風の都会にいそうな男性に非常に殺到すると。仮に１０名来ても１人２人に集中してしまって、後の７名、８名はせっかく来たのに、せっかくここに嫁に来ようと思って来たのに、それがただもったいない、非常にもったいない話になっているそうです。話を聞くとね。やっぱりそういうものを何とかできないのか、これ何とか方策を打っているのかどうか、これも一つ聞きたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本　稔君）　今、議員の方からですね、非常にもったいないと。せっかく嫁に来るつもりでこちらへ来ているのをただ帰してしまっているんではないかというようなお話でした。この婚活についてはですね、ピコネットという法人を通じてですね、行っている事業でございまして、もし、今回カップルにならなくても、その後、誰か連絡を取りたいというような方いますかというようなことで問い合わせも行っていてですね、その後またリベンジじゃないですけど、そういうことでつながるケースもあるということで、まだ始めたばかりなので、あまり成果というか、そういうところまで出ていませんけれども、そういうところに期待して自分たちも一生懸命、男性陣のフォローといいますか、相談員さん中心にですね、そこら辺行っているところでございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　非常にこの婚活の問題は口を出せば出すほど若い人たちが引いてしまうということで、自分のプライバシーの問題には声を出してくれるなという体制が非常に見られます。ただ、特に農家後継者におきましては、一人では農家はできないと。や

っぱり配偶者なり家族、家庭がないとできないというのが主でありまして、何とかそれを助けたいというのが担い手相談員の業務であります。担い手相談員も非常に一生懸命やっている。だけども実績が伴ってこない。なぜなんだろうというふうにこう私も考えるんですが、やはり担い手相談員が会議だとか事業でいろいろ手を尽くしてやっても、それで終わってしまって日常の活動がなかなかできないということがありまして、何とかこれ専門にその業務を担う相談員、コーディネーターを町の施設、どこか福祉保健課でもどこでもいいですが、そこに置いておいて、いつ行っても、町民の商店の方でも会社員でも農業の方でも誰でも、どうしてもこれ相談したいんだという時に、やっぱりそういうところに行って相談できる体制をぜひこれとるべきでないかなと私は思うんですがいかがですか。

○議長（上原豊茂君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君）　前段、うちの会長の方からもご説明したように、農業者、対象となる方は非常に多くの人数が経営主でございます。ですからやはり第一義的には農業に専念してもらわなければならないということもございますので、そういったことも考慮して日常的にアプローチしなさいとか、すぐに取り組みしなさいというのは、なかなか難しいところもございます。そういった関係で農業の状況に詳しい方に相談員になっていただきながら、相手の立場等もよく理解した中で進めるのが一番大事なのかなということで今の体制で進めているようなところですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　私が言っている専門員を置け、コーディネーターを置けというのは昔、結婚相談員さんというのは町に４、５名いたんですね、これ１組成婚すると５万円とか、結婚式には盛大なお祝いをして、誰々相談員さんのおかげで今回の結婚が成立しましたというお披露目があって、この相談員さんは結婚相談員は何組、３０組成婚した、５０組成婚したというのがたくさんいたんですよ、いろんな町に。そういう相談員さんはもういらないという時代になりまして、なぜかというと、あんなおやじに世話されたくないという息子が非常に増えてきた。自分の嫁は自分で見つける。非常にいい考えだったんです。ところが農村に、町に女性がいなくなっちゃったと。どうしたらいんだべって、先ほど事務局長が言ったように、農家は農業が非常に夏は忙しく、冬は準備でなかなか都会まで出て行くことない。都会にはもううじゃうじゃたくさん女性がいるんですよ。なかなか出て行って知り合う機会がないと。そこでやはり、いつ行っても町に行ったら相談員がいるわと。その相談員に俺、都会には行けないんだけど、何かいい人いないかと。俺の好みはこういう人なんだと相談できる。守秘義務をきちんと持った人、ちゃんとした人ね、もういつでも誰でもしゃべる人は駄目なんだけど、人選は大変大事なんですが、そういうコーディネーターをやっぱり置くべきでないのか。誰が相談に行っても。ぜひこれを今後に向け、他の町ではね、構想はあったそうなんですが、なかなか実現していないんですね、他の町で、ぜひ本町でやるべきというふうに私は考えます。委員長どうですか。

○議長（上原豊茂君）　農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本　稔君）　常に話ができる、そういう専門の委員さんがいたら、常に自分の好きな時に行って話ができる。そういう人をぜひ置くべきではないかということだったと思います。相談員の中でもですね、若者との距離ということで、これをうんと

縮めてすぐに気軽に話ができるような、そういう体制づくりを今後必要でないかというようなことで話してもおります。今後は地域にそれぞれ相談員さんが１人いる訳ではないんですけれども、できる限り顔を見せるような形で結び付きというんですか、そこら辺を大切にしていきながらですね、当面はこの体制で進んでいきたいというふうに思いますが、時期が来てですね、今、議員さんがおっしゃるように何か見直しをしなきゃならないという時期が来たら、今おっしゃったことを十分検討していきながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　この話はいくらあれしても堂々巡りになっちゃうんですね、今の体制でいい、相手がいることで、いくら頑張っても成婚するものは成婚するし、駄目なものは駄目だと。しかし何か誰かが手を打っていかないと、なかなかこれ前に進んでいかない。農家に特に後継者に配偶者が見つからないと、その農家どうなるんだということになると、やっぱある程度年取ったらやめざるを得ないと。それ以上は経営できなくなりますから、そうするとやっぱり農家戸数が減っちゃうと、仲間が減っちゃうと農業というのは地域農業というのは成り立たない。今、仮に２０ｈａ持っているのが隣近所やめたから４０ｈａ、５０ｈａにするかといったら、そうはなりません。一気にはね。土地買う、それから機械買うにしても人がいなきゃ成り立ちません。それはね。だからやっぱり開拓の時から現在まで、町ができるまで４代、５代、今、４代目、５代目になっています。配偶者、嫁さえいれば、まだまだ訓子府町で農業を続けると言う方がまだ６０数名、７０名ぐらいいるんですね、何とかそれを打開するためには１人です１人、１人の年間のやっぱりコーディネーターを置くというのは大した金じゃないですよ。１件成婚すると２億円の経済効果を町にもたらすというふうに言われておりますので、何とかこれ来年、統一地方選挙を控えていますんで約束は多分町長といえどもしてくれんとは思いますが、仮に今の町長がなっても他の人がなっても私は言い続けたいな、ぜひ訓子府町はそういう町であってほしいなというふうに思っています。よいパートナーがいれば、やっぱり周りの人があいつ今まで嫁がいなかったけど、専門員さんの相談でいい嫁さん見つかったな、家庭持ったなというふうになれば、１組でも２組でもまた増えてくるということになりますので、どう考えてもやっぱりそういう専門員を置くべきだと私は思います。これの最後にこの件に関しては町長の考えを一つお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　町長。

○町長（菊池一春君）　昭和５３年だったと思うんですけれども、当時の佐藤忠義さんに、お前が結婚相談所長をやれって言われました。社会教育で結婚相談、そんなもの自分で考えることで行政が取り上げることですかって話をしたら、そういう農家の要望が強いんだと。で、どうして私ですかっていったら、お前が一番青年のことよく知っているからだと。１０名の相談員を委嘱して青少年の人生相談、花嫁、花婿相談事業というのを立ち上げました。その時私は佐藤忠義当時町長に言いました。ノーサポート、ノーコントロール、金は出すけど口出すなというふうに言いました。町長というのは票に結び付けようとするから、余計なことを言わないで任せてくれるならいいでしょうと。それからもう１点、週刊誌に低俗と言われるような週刊誌にうちの町の後継者がずかずかと出るような、そういうやり方をすれとは絶対町長といえども言ってほしくないということを言ったように記憶をして

います。１件まとめたら５万円ということでした。１０人いましたけども、それぞれ相談員さん一生懸命やりましたし、私も調査をやったり、青年団活動などについて学習会もやったり、いろいろしましたけど、今よりははるかにまとまった。だけど、まとまっている人とまとまってない人の相談員さんの差が出てきた。そうするとお前年額５万円もらって１件まとめたら５万円だけど一つもやっていないんでないかというふうに地域から言われることがうまくいかんと。だからそれやめてほしいということでした。それから成果が上がっていないんでないかという意見もありました。これはじゃあ議員さんにもやってもらいましょうと相談員。大体成果まとまらない。商工青年の後継者や会社勤めの後継者もありましたけど、実際はやっぱり農業青年が中心になりました。結局はそんな考えているようにうまくいくもんでもないと。根釧の方では相談員を置いていました。これも今もう破綻していると思いますけども、だから妙案がないというのが現実です。それからもう一つ私が１０年間担当して思ったことは、教育委員会の社会教育だけでいいかという話です。農協は知らない顔をしてていいの。やっぱり行政も農協も教育行政も含めてですね、一緒になってやっていく体制、それから結婚しても離婚するんですよ。せっかく結び付いても離婚する人が多い。だから保健師を入れましょうと。すなわちそれは家庭の中にずかずかと入っていけるのは保健師さんでしょうということでそういう体制をやりました。すなわち公職者をもっている人、議員もそうですけども、幹事に称してみんなで総ぐるみでやりましょうということをやりました。３件は１人３人ぐらいはまとめましょうよということでやったんだけど実際はなかなかうまくいかない。平成元年から今の農業委員会体制になった訳です。農協も中にお金も出すし、云々体制を作り上げていきました。全体的に見て、やっぱりこのどこの町でもそうですけども妙案がないというのが一つです。今、西森議員が心配するように専門のプロフェッショナルに相談業務をやるような状況を作れないかと。これはやっぱり真剣、かなりいろんな角度から検討しないと、わかりました。すぐ置きますということにはちょっとならないんではないかと。その点ではそういう環境を含めてですね、今の相談員さんも含めて、ちょっとやっぱりもうちょっと深い議論をしていく必要があるんではないかなというふうに、そういう時期に差し掛かってきているというふうに思います。いろんな課題がありますけども、我々は結果ばかりを求めがちなんですけども、あまり町長といえども口出さないようにしています。それはそれ以上に相談員の皆さんや関わっている、婚活で頑張っている方々がものすごい努力をされているということが見えていますから、町長らしい顔をして町長のようなことで何やっているだなんて話にはこれならないと。しかも男と女の関係ですから、そういう結婚したくなる、あるいは結婚、ああこの町はいい町だなっていう状況も含めて、やっぱりそんなまちづくりをやっぱりやっていかなきゃならないんだろうなというふうに思います。それともう一つは、広域的な今、総理府でしょうか、農水省でしょうか、予算を各広域連携の中で婚活事業をやった場合については数百万円の予算措置があるとかって話もいろいろ聞いていますので、これらの制度的なことも含めてやってみたいと。長野県の川上村というところが農水省から派遣職員が来ました。その方が大変張り切って数百万円の金を作って一発大きくやろうぜということということでやったようでありますけども、結局はうまくいかない。で、元に戻って行くという状況もいろいろ聞いていますので、西森議員が大変に心配することはよく理解できますので、総体的に今後の相談活動をどうすべきかということを現状の相談員、農業委員

さん等々含めてですね、それからサラリーマン等も含めてですね、やるべきかどうかということを総合的に検討させていただきたいと思いますので、ちょっとご理解をいただきたいと思います。
○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。
○３番（西森信夫君）　ただいま町長から非常に前向きな心強い回答をいただきましたが、やはり六十数名、商店かなんかを入れると７０名、８０名の、まだ婚期にきてても結婚していない方にしてみれば何とかやっぱり周りから言われたくない、早く結婚したいなとは本心では思っていると思います。結婚、ある程度の年になって結婚した人に聞くと、いやなんせやっぱり結婚してほっとしたと。周りが何も言わなくなったと。それがやっぱり現実だと思います。世の中はね。ぜひやっぱり安心していただいて、やっぱり訓子府に永住してもらって、そういう家庭を１組でもやっぱり増やすべきだというふうに思います。それ以上にやっぱり２代目、３代目、こう築いてきたやっぱり我々世代にとってはやっぱり後継者たちが配偶者がいないということは非常に心配の種です。これはね。若いもんだけではないということになりますので、やっぱりいろんな面から検討していただいて、広域連携もさることながら、やっぱり訓子府町がおもしろいことやっているぞと。で、実績が上がっているぞ。で、成婚率が年に５件、６件、こう毎年起きてるぞというような町を目指してぜひ頑張ってもらいたい。非常に能力の高い職員がたくさんいますから、職員からアイディアをいただいて、やっぱりやるべきだというふうに私は思います。で、問題はやっぱりコーディネーターになる方の人材、もう誰が見ても、あ、この人ならいいだろうという人材を役場だけではなく、やっぱりＪＡにしても町民全般からしても、やっぱりこの人がいいだろうという人を選ぶべきだと私は思います。ペアリングが成立して本町に定着して人口が増えていくと、今までいろいろ投じてきましたこども園にしても研修センター、スポーツセンター、彫刻の整備、いろいろやってきていると思います。これがやっぱり生きてくると思います。人口が減ったんではせっかく整備したものが何のために整備したんだということになりますので、ぜひこれは考えていただきたいなというふうに、これ最後が要望になりますが思います。
　次に移りたいと思います。
　次の質問、２点目の質問に移ります。
　人工透析患者への交通費助成についてお伺いをいたします。これ町長にお伺いいたします。
　更生医療に該当する腎臓機能障害をもった町民が人工透析治療を受けるため、隣の北見市の医院に通院をしています。
　さらに他の特定疾病による町民の通院も聞き及んでおりますが、今回は人工透析患者につき伺います。
　一つ、人工透析患者への交通費助成はどうなっていますか。
○議長（上原豊茂君）　町長。
○町長（菊池一春君）　ただいま「人工透析患者への交通費助成」についてのお尋ねがありましたのでお答えをします。
　「人工透析患者への交通費助成はどうなっていますか」とのお尋ねがございました。
　議員ご指摘のとおり、本町には更正医療の指定を受けた医療機関がないため、人工透析

治療を受けられている９人の方は、現在北見市に通院されています。

特定疾患の対象者については「訓子府町における特定疾患患者等通院交通費助成要綱」におきまして、自宅から道内の医療機関までのバス・鉄道運賃の割引を除いた２分の１の額を助成しているところですが、腎臓機能障がいは特定疾患には該当しません。

また、腎臓機能障がい者通院につきましては、北海道の「腎臓機能障がい者通院交通費助成補助金」により補助を受けられますが、残念ながら本町から北見市の医療機関の距離では補助の対象とはなりません。

しかしながら、本町の人工透析患者の皆さんは、全員が身体障害者手帳を所持していますので、手帳を提示することにより、交通機関によって割引率は変わりますが、多くの交通機関で割引の対象になっております。

本町の独自の制度として、腎臓機能障がい者の通院には、「訓子府町重度身体障害者交通費助成事業実施要綱」に基づき、１か月３回分のタクシー基本料金か、１か月千円分の車両燃料代相当額として助成しております。

高齢化に伴い、「将来、車の運転ができなくなったときに、通院を考えると本町に住み続けられるのか」という声もお聞きしておりますが、当面は６５歳以上で自家用車を所持していない世帯であれば、月２回利用できる「移送サービス」や、７５歳以上の方であれば「路線バス高齢者利用支援事業」と「高齢者ハイヤー利用サービス」なども併用して利用することができます。

以上、お尋ねのありました点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　この件に関しましては、基本的に人工透析という治療は国費で治療を受けられるというふうに私は思っていたんですが、本町には透析できる病院はないということで北見市あたりに行って受けるということになると思いますが、国費で治療を受けられると思うんですが、これはどうなっているかお伺いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君）　公費の負担はございますが、全額国費ということではございません。それで所得によりまして、月額の医療費の限度額、これが２，５００円の方、５千円の方、１万円の方、それと２万円の方、この４種類の自己負担の限度額の利用となります。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　全額が国費ではないと。所得に応じて変わるんだということであります。非常にそれでも非常に人工透析というのは週３日、４日通う訳ですから、非常に大変な治療になっているということを聞きます。これ時間制限がありまして、病院側の時間制限がありまして、人工透析に関しては３時間から４時間かかるということを聞いておりますので、朝７時頃出ていって、８時頃から治療をしないと午前中には終わらないという状況だそうです。それでやはり７時か７時半に行くということになれば、適当なバスがあればいいんですが、バスにも間に合わない時もあるし、タクシーで行く場合は町内であれば割引もある、今説明受けましたように、この件に関しても身体障害者に関しましても割引があるということなんですが、利用者にとっては非常にタクシーにしていいのか、そ

れから自分の家の子どもたち、仕事を休ませて送ってもらっていいのか迷うところだと。子どもに関しては無理してでも、やっぱり送迎はするということなんですが、送り迎えに１日治療のある日は２時間かかってしまうと。非常にそれが重荷になっているんだということを聞きます。これ何とかやっぱり訓子府から北見まで行って帰ってくるのに訓子府町内のタクシー利用券で行けるぐらいの助成はないものかというふうに思っている人もあろうかと思いますが、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君）　町の中に住んでいる方であれば、バスの時間に合わせて病院を予約するだとか、そういったこともできるのかと思います。実践会地区になりますと、バス停に行くまでがまた大変な方も多いとは認識しております。それで確かにタクシーの利用を考えないのかということが現実的なお話かとは思います。でも実際のところ人工透析の患者さんは週に１回の方もいれば３回の方もいらっしゃいます。どこまで公的にタクシー利用の交通費の負担をどこまで見るのかという議論はこれからしなければいけないのかなとは思っております。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　これ早急な議論をしていただいて、やはり今通院している方、これから不幸にして腎臓疾病にかかる方、これいつなるかわかりませんが、週１回にしても週３回にしても、毎日、毎週やらなきゃならん治療に訓子府から通っている人のことを思う時に、早急な議論をして、どれだけ助成が町としてできるのか結論を早く出していただきたいなというふうに思います。送迎している家族にしてみれば、非常にそれが重荷になる負担になるというふうに、会社にもなかなか休みも取れないし、言えないし、特に農家の方であれば農閑期は割と送迎ができても、やっぱり農繁期の植付時期、収穫時期は大変だという話も聞きます。ぜひそういう一つの指針を作っていただいて、町としてタクシーで人工透析に行って治療を行けた場合、どれだけの助成補助がありますよという答えを出していただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（上原豊茂君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君）　実は今回このご質問いただいてから、課内でも検討させていただいております。他の市町村の状況などもちょっと調べさせていただいております。町によっては、町に病院がないということろもありますので、そういったところではタクシー利用についての助成をしたりということもあるんですけれども、ほとんどの場合は経済的で、かつ効率的な交通手段、その２分の１というところが多かったです。それについて、うちの町はどうするのかということを今、ちょっと課内では検討しているところです。その結論というのは、検討しております。すいません。

○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。

○３番（西森信夫君）　早急な検討をお願いします。これ町長に最後になりますが、訓子府に住んでいて、この人工透析に通院してきてるんだと自分で今のところ行けるんだという人がおります。ただ、年も年で、いつ車に乗れなくなるか、返納しなきゃならんかわからんと。そうなってくると、バス、タクシーではなかなか治療の関係行けなくなると。そうなった時に北見市か札幌市か移住を考えざるを得ないんだという話を聞きます。非常にさみしい話です。治療のために自分が住みたいと思っている訓子府から離れざるを得ない

ということでは、なかなか大変だなと。行政なんとかできないものかなという話をしたんですが、この件に関して、何とか方法ないでしょうか、町長。
○議長（上原豊茂君）　町長。
○町長（菊池一春君）　さっきの答弁でも申し上げましたけども、現在の例えば特定疾患について、訓子府町における特定疾患患者等通院交通費助成要綱において、バス、鉄道運賃の割引を２分の１を助成しているけれども、腎臓機能障害は特定疾患には該当しませんという形の答弁をさせていただきました。それから道の補助についても距離的な問題もあっても駄目だと。今まではですね、除雪、例えば大雪が降ったり、大雨が降った時に個人ではもう通院できないといった時には優先的にうちの重機を走らせて先導するか、あるいは状況によっては、もう病院まで泊まってもらうとか、いろんな対応をしながら緊急の場合に備えてきたと。今、西森議員がおっしゃったように、いずれ高齢になってくるということを９名の方のみならず、そういう人たちの交通費助成をやっぱり真剣に考えてほしいということですけども、今、谷方課長の方から申し上げましたように内部的な検討をしておりますので、この特定疾患と同じような支援をするか、あるいは独自にうちの町として、この人工透析についての交通費助成制度を設けるかについては、これは前向きに検討させていただきたいと思っています。ただ、ご存じのとおり来年選挙で政策予算になりますから、できるだけ早くという気持ちはよくわかりますので、これらも含めて事務的にもう少し詰めながらですね、議員の期待に応えるように前向きに検討していきたいと考えておりますので時間をいただきたいと思います。
○議長（上原豊茂君）　西森信夫君。
○３番（西森信夫君）　今、町長から支援をするから独自に前向きに検討していきたいということですので、ぜひやっぱり訓子府にいながらも、やっぱり同じような治療を受ける。都会にいても訓子府にいても同じだというような状況をぜひ作っていただきたいと思います。
　以上をもって、私の２点の質問を終わらさせていただきます。
○議長（上原豊茂君）　西森信夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君）　お諮りいたします。
　本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。
　これにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（上原豊茂君）　異議なしと認めます。
　よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。
　明日も引き続き一般質問を継続いたしますので、ご参集お願いいたします。
　明日は午前９時３０分からです。ご苦労さまでした。

散会　午後　３時５７分